

平成 30 年度 事業者説明会資料

平成 31 年 3 月 20 日 (水)

**富山県厚生部障害福祉課
富山県厚生部健康課**

(3 / 3 冊)

目 次

※厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」資料(平成31年3月7日)からの抜粋

【障害福祉課／地域生活支援推進室／障害児・発達障害者支援室】

相談支援の充実等について ······	145
障害者の地域生活への移行等について ······	153
障害者虐待の未然防止・早期発見等について ······	161
障害児支援について ······	169
その他 ······	192

【精神・障害保健課／心の健康支援室／医療観察法医療体制整備推進室／心の健康支援推進室／公認心理師制度推進室／依存症対策推進室】

地方公共団体による退院後支援等について ······	194
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について ···	195
公認心理師について ······	196
依存症対策について ······	197

【農林水産省農村振興局】

農福連携について ······	198
-----------------	-----

●厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」資料（平成31年3月7日）は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

【掲載先アドレス】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushikaigi_shiryou/index.html

10 相談支援の充実等について

(1) 相談支援の充実について

① 計画相談支援及び障害児相談支援に係る新たなモニタリング実施標準期間及び基本報酬の全利用者への適用について【関連資料1、2】

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援及び障害児相談支援に関しては、計画相談支援等の全体的な質を向上するとともに、質の高い支援等を実施している事業者を適切に評価すること等を目的に、モニタリング実施標準期間や報酬体系の見直し等を行った。

このうち、新モニタリング実施標準期間及び計画相談支援の新基本報酬については、以下のように段階的な適用を行っている。

○ 平成30年度

- ・ 自立生活援助、就労定着支援、日中サービス支援型共同生活援助、施設入所支援の利用者についてのみ、新モニタリング実施標準期間及び計画相談支援の新基本報酬を適用。

○ 平成31年度以降

- ・ 上記に加え、居宅介護等、自立訓練、就労継続支援の利用者について新モニタリング実施標準期間を適用。また全ての利用者に新基本報酬を適用。

管内の各市町村や事業所等に対して、段階的な見直しの内容について改めて周知いただき、平成31年4月以降の円滑な施行のための準備について遺漏なきよう努められたい。

② 基幹相談支援センターの設置促進及び充実強化について【関連資料3】

基幹相談支援センターについては、平成30年4月時点で設置市町村の割合は37%と拡大されている一方で、一部の都道府県においては、設置している市町村が未だにない状況が引き続き見受けられる。基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援を行うことも期待されており、設置していない市町村においては、地域の相談支援体制の充実を図る観点から基幹相談支援センターの設置を検討されたい。

また、基幹相談支援センターの設置促進を図る観点から、先行事例の収集・整理・分析を行い、未設置市町村が設置する際の参考となる手引きを作成しているところであり、平成30年度末にお知らせする予定としている。

平成31年度においては、地域における相談支援専門員の人材育成と支援の質の向上を図るために、基幹相談支援センター等において計画相談支援事業所等によるモニタリング内容を検証する手法等に関するガイドラインを作成することとしている。ガイドラインの作成に当たっては、各市町村に既に設置されている基幹相談支援センター等に対して取組状況等の

調査を行う予定としているため、管内の各市町村や基幹相談支援センター等に対して調査等への協力について周知いただきたい。

③ 主任相談支援専門員について【関係資料3】

平成30年度より、基幹相談支援センター等において、地域づくりや人材育成等の地域における相談支援の指導的役割を担う主任相談支援専門員を創設し、基幹相談支援センターの人員配置に加えたところである。

主任相談支援専門員については、平成30年度より、国による養成研修を実施しており、平成31年度においても引き続き養成を行う予定である。研修の実施時期については、平成30年度より早い時期を予定しているところであるが、日時・場所等が決定し次第、各都道府県にお知らせすることとしている。

また、各都道府県における主任相談支援専門員の養成に当たっては、養成研修に係る実施要綱を平成30年度末に発出する予定としており、平成31年度以降、準備が整った都道府県から養成を始められたい。その際、主任相談支援専門員の確実な養成を図る観点から、国による養成研修を修了した主任相談支援専門員を中心とし、研修実施体制の確保、適切な定員の設定等について検討の上準備を進められたい。

なお、都道府県による主任相談支援専門員の養成研修の実施に係る費用については、「地域生活支援事業」のメニュー事業のうち「相談支援従事者等研修事業」（都道府県事業）に基づき交付することを可能とすることとしているのでご活用願いたい。

（2）相談支援専門員の研修体系の見直しについて【関係資料4、5】

相談支援専門員研修制度の見直しに関しては、平成31年度より、各都道府県において新たなカリキュラムによる研修の実施を予定していたところであるが、平成30年度全国厚生労働関係部局長会議（平成31年1月18日開催）でお知らせしたとおり、障害当事者に参加を求めた検討会（「相談支援の質の向上に向けた検討会」）を設置し、研修項目や障害当事者の受講に伴う配慮等についての検討が必要となったことから、各都道府県で実施する研修については、平成32年度（2020年度）以降に延期することとしている。本検討会については、年度内に3回程度の開催を予定しており、社会保障審議会障害者部会への報告後、改めて検討結果についてお知らせする。

（3）サービス管理責任者等の研修体系の見直し等について

① サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直しについて【関連資料6、7】

平成31年度より、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者（以

下「サービス管理責任者等」という。)の養成に係る研修制度を見直し、これまで分野ごとに実施していた研修を統合した上で、基礎研修、実践研修に分け、段階的に実践的なサービス管理責任者等の養成を図ることとしている。あわせて、更新研修を創設し、現任者についても一定期間ごとに支援の質の維持・向上を図ることとしている。

告示及び関係通知の改正については、パブリックコメントを経て平成30年度末の発出を予定しているところであり、各都道府県においては、平成31年度より改正後の内容に基づく研修を実施していただくことになることから準備に遺漏なきようお願いする。

なお、研修制度見直しに伴う経過措置は、関連資料7記載のとおりであるので、ご留意いただきたい。

② サービス管理責任者等の配置に係る猶予期間の終了について

サービス管理責任者等の配置に関して、「事業の開始後1年間は、実務経験者については研修を修了しているとみなす」旨の猶予措置については、平成31年3月31日をもって終了となるので留意されたい（「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年9月29日厚生労働省告示544号））。

③ 各都道府県におけるサービス管理責任者等研修の開催頻度等について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の実施に当たり、一部の都道府県において、研修受講を希望しているにもかかわらず、事業所が所在する都道府県において研修を受講できない場合があるとのご意見をいただいているところである。各都道府県におかれでは、必要な養成数を確保する等の観点から、今後の事業者数の増加見込みや管内のニーズを十分踏まえた上で、研修開催時の定員規模や年間の開催回数等を設定していただくようお願いする。

あわせて、相談支援専門員研修の開催回数等についても同様に、再度点検していただくようお願いする。

また、今回のサービス管理責任者等研修の見直しに伴い、平成30年度までのサービス管理責任者等の研修修了者が資格を更新する場合については、平成35年（2023年）度末までに更新研修を受講する必要がある。そのため、各都道府県における更新研修の実施に当たっては、受講見込み者数を適切に見積もった上で各年度の研修の定員規模及び開催回数を設定されたい。例えば、受講期限の最終年度に受講者が集中することがないよう、平成18年度から20年度までに研修を修了した者については平成31年度、平成21年度から23年度までに研修を修了した者については平成32年度に受講を促すなど、計画的な更新研修の受講が可能となるようご配慮いただきたい。

(4) 平成 31 年度における国研修の開催予定について

平成 31 年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者等に係る国研修の受講者の要件については、平成 30 年度と同様、これまでの国研修との一定の継続性を保つ観点から、原則として、既受講者又は次年度も継続して受講できる者とする予定である。

また、開催の日程については、以下のとおりとする予定であるので、都道府県におかれましては、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

実施時期については、部局長会議でもお知らせしたとおり、例年と異なるためご留意いただきたい。

■サービス管理責任者等指導者養成研修会（国研修）

- 日時：平成 31 年 6 月 12 日（水）～14 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地)

■相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

- 日時：平成 31 年 9 月 11 日（水）～13 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地)

モニタリング実施標準期間の適用時期

- 平成30年度報酬改定において新たに示したモニタリング実施標準期間の適用時期については、以下のとおり。

対象者	旧モニタリング実施標準期間	新モニタリング実施標準期間及び適用時期	
		30年度～	31年度～
新規サービス利用者	1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の障害児通所福祉支援サービス	集中的支援が必要な者	1月間	1月間
	【新サービス】就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	—	3月間
	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	6月間	6月間 3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間
	【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援	1年間	6月間

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

-187-

関連資料1

新たな基本報酬の全適用について

- 平成31年4月1日以降に行われる計画相談支援及び障害児相談支援は全て見直し後の基本報酬を適用する。
 ※ 障害児相談支援は、モニタリング標準期間の見直しを行わないことなどから、基本報酬は据え置き

（計画相談支援）

[旧単価]	
イ サービス利用支援費	1,611単位
□ 継続サービス利用支援費	1,310単位



[見直し後]

イ サービス利用支援費	
(1) サービス利用支援費（I）	1,458単位
(2) サービス利用支援費（II）	729単位
□ 継続サービス利用支援費	
(1) 継続サービス利用支援費（I）	1,207単位
(2) 継続サービス利用支援費（II）	603単位

（障害児相談支援）

[旧単価]	
イ 障害児支援利用援助費	1,611単位
□ 継続障害児支援利用援助費	1,310単位



[見直し後]

イ 障害児支援利用援助費	
(1) 障害児支援利用援助費（I）	1,620単位
(2) 障害児支援利用援助費（II）	811単位
□ 継続障害児支援利用援助費	
(1) 継続障害児支援利用援助費（I）	1,318単位
(2) 継続障害児支援利用援助費（II）	659単位

注) (I) については、利用者数が40未満の部分について算定。(II) については、40以上の部分について算定。

-188-

関連資料2

主任相談支援専門員養成研修等事業について

平成30年度予算額 13,766千円 → 平成31年度予算案 14,803千円

概要

地域における相談支援等の指導的役割を果たす主任相談支援専門員を養成するための研修を実施するとともに、主な配置先となる基幹相談支援センターの設置促進・機能強化を図るための方策の検討等を行う。

事業内容等

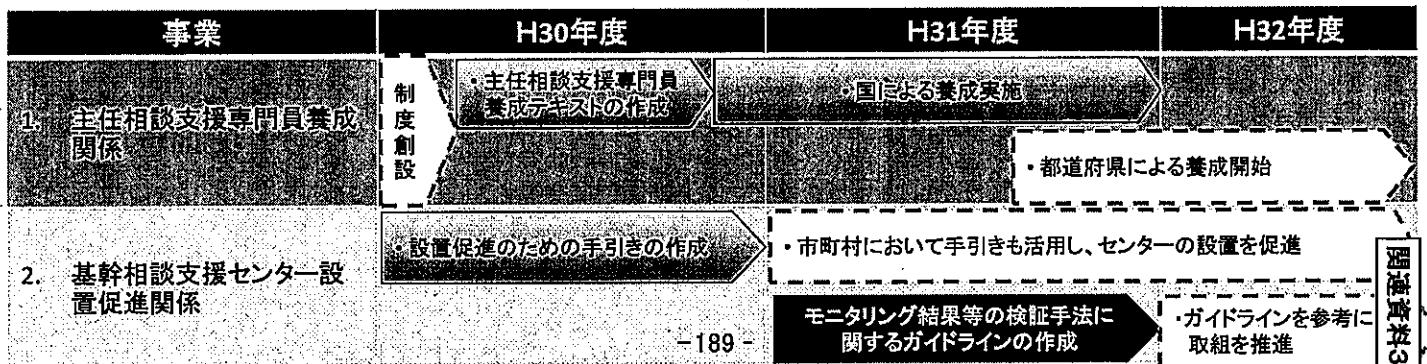
【事業内容】

- ・主任相談支援専門員養成研修の実施(5日間、参加者200名程度)
- ・基幹相談支援センターにおけるモニタリング結果等の検証手法に関するガイドラインの作成

※平成30年度事業では、基幹相談支援センターの設置促進を図るための取組の好事例等を収集した手引きを作成

【実施主体】 国(民間団体へ委託予定)

(参考)



社会保障審議会障害者部会(H30・10・24)資料

相談支援専門員研修制度の見直しに関する障害者部会(H30年3月2日)以降の状況及び今後の対応方針(案)について

(指摘内容)

- 障害当事者の団体から、相談支援専門員の人数が不足していると考えられる状況の中で、特に相談支援従事者初任者研修の研修時間の増加は現場の実態に合っていない。また、研修カリキュラムの見直し案作成のプロセスにおいて障害当事者の意見が反映されていない。
- 研修内容について、障害者のエンパワメントの視点が十分ではない、セルフケアプランの位置付けに関して必要な講義を含めるべき。
- 移動が困難な障害当事者が研修を受講しやすくなるような工夫が必要。

(検討の方向性)

- あらためて障害当事者が参画した検討の場を設け、これまでの検討結果を前提として、新カリキュラムの内容及び必要な研修時間等について整理。
- 検討にあたっては、障害当事者の参画を前提とし、その際、身体障害、知的障害及び精神障害の各関係者の人数のバランスに配慮した構成とする。
- これまで障害者部会において議論されてきた経緯を踏まえ、検討の前提として、現時点で提示されている新カリキュラム(研修時間42.5時間(初任者研修)・24時間(現任研修))をベースとして検討をする。
- 研修の受講にあたり、障害者の負担が可能な限り少ない方法について検討を行う。

(施行時期等)

- 検討に要する期間を考慮し、都道府県が実施する相談支援専門員の初任者研修及び現任研修の実施時期については、2020年度以降とする。

相談支援の質の向上に向けた検討会について

1 趣旨（要旨）

平成30年10月24日の社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直しに関する、研修項目や障害当事者の負担軽減等についての議論が行われた。これを受け、各都道府県における研修の円滑な実施に当たり、これまでの検討結果を踏まえ、必要な研修項目及び時間数の調整、研修受講における障害当事者への配慮事項等について検討を行う。

2 主な検討事項

- (1) 研修項目に関する事項
相談支援専門員が必要とする価値・知識・技術を獲得できる研修項目及び時間数について
- (2) 研修受講における配慮に関する事項
障害当事者が研修を受講する場合の適切な配慮について

3 スケジュール

以下の日程で年度内に3回程度実施し、報告書をとりまとめる。

第6回 平成31年2月14日(木)

第7回 平成31年2月28日(木)

第8回 平成31年3月21日(木・祝日)

予備日 平成31年3月28日(木)

※ これまで行われてきた「相談支援の質の向上に向けた検討会」を継続して実施。

4 委員構成等（別添）

-191-

相談支援の質の向上に向けた検討会について

（別添）

委員構成等

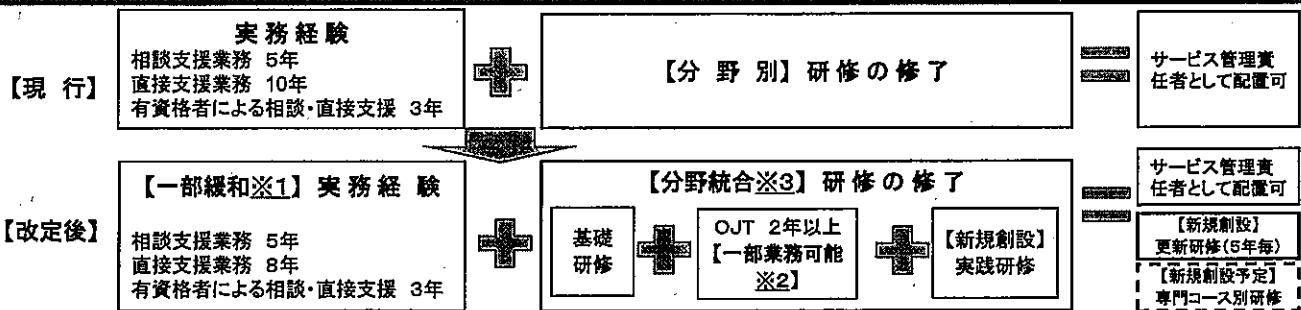
- 阿部 一彦(社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長)
今井 忠(一般社団法人日本発達障害ネットワーク(JDDnet)理事)
今村 登(自立生活センターSTEPえどがわ理事長)
内布 智之(一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構代表理事)
大濱 真(公益社団法人全国脊髄損傷者連合会代表理事)
小澤 温(筑波大学人間系教授)
小幡 恭弘(公益社団法人全国精神保健福祉会連合会事務局長)
門屋 充郎(特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会顧問)
熊谷 晋一郎(東京大学先端科学技術研究センター准教授)
鈴木 孝幸(社会福祉法人日本盲人会連合理事)
田中 正博(全国手をつなぐ育成会連合会統括)
玉木 幸則(特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会顧問)
富岡 貴生(公益財団法人日本知的障害者福祉協会相談支援部会副部会長)
中西 正司(特定非営利活動法人当事者エンパワメントネットワーク理事長)
松本 正志(一般財団法人全日本ろうあ連盟福祉・労働委員会委員)
三浦 貴子(全国身体障害者施設協議会制度・予算対策委員長)

（五十音順、敬称略）

-192-

-151-

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要



見直し内容の詳細 (H31.4~)

【現行】

※1 実務経験の一部緩和

直接支援業務 10年

実務経験を満たして研修受講

- ・相談支援業務 5年
- ・直接支援業務 10年
- ・有資格者による相談・直接支援 3年

※2 配置時の取扱いの緩和

研修修了後にサービス管理責任者として配置可

※3 研修分野統合による緩和

- 各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)及び児童発達支援管理責任者別に研修を実施
- 修了した分野及び児童発達支援管理責任者にのみ従事可

【改定後】

直接支援業務 8年

※ 上記以外の実務要件は従前通りとし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務要件の共通化は行わない。

基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講、2年の実務を経て実践研修を受講

【基礎研修受講時の実務経験】(現行→改訂後)

- ・相談支援業務 5年→3年
- ・直接支援業務 8年→6年
- ・有資格者による相談・直接支援 3年→1年

既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者を、2人目以降のサービス管理責任者として配置可とするとともに、個別支援計画原案の作成を可能とする。

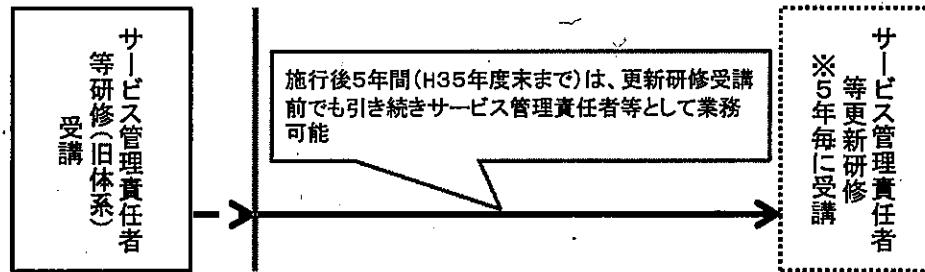
- サービス管理責任者の全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施
- 他分野に従事する際の再受講は必要なし

※ 30年度までの既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置について

① 現行研修受講済みの者について

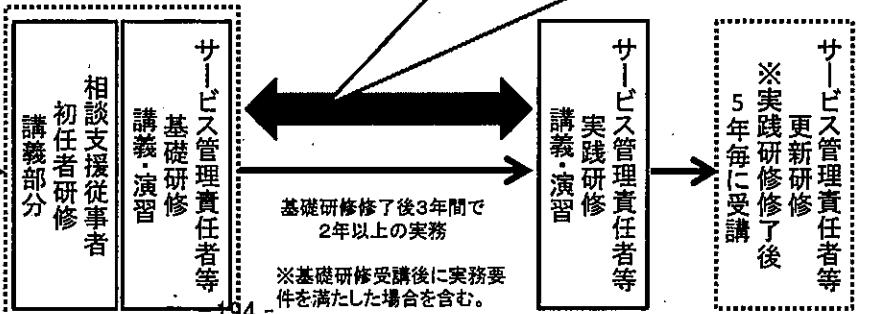
H31.4~(新体系移行)



② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について ※H31~33の基礎研修受講者に限る。

基礎研修修了時点において実務要件を満たしている場合は、実践研修を修了するまでの3年間は、サービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなす。

<実務経験>
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上



11 障害者の地域生活への移行等について

(1) 障害者の地域生活への移行について

① 自立生活援助について

平成30年4月に施行された自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行うサービスであり、平成30年10月時点で、83事業所（27都道府県）において、328人が利用している。【関連資料1、2】

自立生活援助は、障害者支援施設等から地域での一人暮らしに移行した障害者が地域生活を継続するために有効なサービスであるとともに、現に一人暮らししている障害者等が住み慣れた地域で引き続き生活することを可能とするサービスでもあるため、都道府県並びに市町村におかれては、管内のニーズ等の把握に努め、事業者の指定や支給決定の実施等、自立生活援助の円滑な施行に努めていただくようお願いする。

② 地域相談支援について

平成24年4月から施行された地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）は、利用者数が年々増加しているものの、障害福祉計画における利用見込量を大きく下回る水準で推移しており、都道府県別の利用実績に大きな差が生じている現状である。【関連資料3】

地域相談支援の利用実績がない若しくは低調な理由については、複数の要因があると推測されるところであるが、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行は、障害福祉計画における継続した課題となっていることから、都道府県並びに市町村においても計画達成に向けて積極的な活用を検討願いたい。

特に、精神科病院に長期間入院している精神障害者の地域移行に関しては、所在の確認が難しい事例も散見されるが、国立精神・神経医療研究センターが公開している「地域精神保健医療福祉資源分析データベース ReMHRAD（リムラッド）」を活用することで、精神科病院に1年以上入院している方の状況（現在の所在病院・元住所地の市区町村）を検索することなどが可能なので、地域相談支援を必要とする精神障害者に対して確実に支援が届くよう、実態把握に努められたい。【関連資料4】

また、地域相談支援と自立生活援助を組み合わせることで、地域移行する障害者への支援をより効果的に実施することが可能であり、相談支援事業者が自立生活援助を実施する場合は兼務要件等が緩和されているので、合わせて活用を検討願いたい。

③ 施設入所者の地域生活への移行について

障害福祉計画では、「施設入所者の地域移行」及び「施設入所者数の削減」が第1期から継続して成果目標となっており、第5期障害福祉計画（平成30年～32年度）における成果目標は以下のとおりとなっているので、都道府県並びに市町村におかれては、自立生活援助や地域相談支援の活用、グループホームの整備促進、進捗状況の把握等に取り組み、引き続き、施設入所者の地域生活への移行に努められたい。

成果目標（計画期間が終了するH32年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：H28年度末施設入所者の9%以上
- ・施設入所者数：H28年度末の2%以上削減

※ 高齢化・重度化を背景とした目標設定

（2）共同生活援助（グループホーム）の利用促進について

① 日中サービス支援型グループホームについて

平成30年度報酬改定により創設された「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、また、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されるものであり、平成30年10月時点で、45事業所（22都道府県）において、532人が利用している。【関連資料5、6】

都道府県並びに市町村におかれては、管内のニーズ等の把握に努め、事業者の指定や支給決定の実施等、日中サービス支援型グループホームの円滑な施行に努めていただくようお願いする。

② グループホームの整備促進について

グループホームは、障害者の地域における住まいの場として大きな役割を担っており、平成30年10月時点の利用者数は11.9万人（介護サービス包括型：10.3万人、日中サービス支援型：532人、外部サービス利用型：1.6万人）であり、第5期障害福祉計画の平成30年度末における利用者見込数12.2万人と比較して、ほぼ同水準となっているものの、第5期障害福祉計画（平成30年～32年度）においてグループホームの利用見込は今後も増加することから、引き続き、グループホームの整備促進に努められたい。【関連資料7】

③ グループホームの防火安全対策等について

グループホームの防火安全対策については、消防法施行令等に基づき、適正に運用されているところであるが、都道府県並びに市町村におかれ

ては、管内の消防署等と連携を図りつつ、関係事業所等に対して適切に指導等を行い、スプリンクラー設備等の設置義務のない場合も含め、グループホームの防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力をお願いする。

また、非常災害対策は事業者が日頃から取り組むべき事案であるが、グループホームは障害者が共同生活する住まいの場であり、一つ一つの住居は小規模であることが多いことから、具体的に取り組みにくいとの声もあるため、都道府県並びに市町村におかれでは、利用者の安全確保を第一に考え、グループホームにおける災害発生に備えた取組みの促進を図るようお願いする。

災害発生に備えた取組みの例

- 避難行動要支援者名簿への掲載の調整
- 一時避難場所や福祉避難所への移動経路の確認及び移動訓練 等

④ 地域の実状に合った総合的な福祉サービスの提供について

厚生労働省においては、平成27年9月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を取りまとめ、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを総合的に提供する仕組みを構築するという今後の福祉の方向性を示すとともに、平成28年3月に、総合的な福祉サービスの提供を行う上で現行制度において運用上対応可能な事項を整理した「地域の実状に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」を取りまとめている。

その中で、障害者グループホームと認知症対応型グループホームについては、ともに「家庭的な雰囲気の下で生活する住まい」であることから「設備の共用は可能」であり、一体的に運営することが可能と整理されている。

都道府県並びに市町村におかれでは、これらの趣旨や内容を十分ご理解の上、引き続き、グループホームの適切な運用を図っていただくようお願いする。【関連資料8】

(3) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援について

矯正施設等を退所する障害者の地域生活への移行支援については、地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホーム等の福祉施設への受け入れ調整等を実施しており、地域移行支援の対象としている。

また、都道府県地域生活支援事業の「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」を活用することも可能である。

矯正施設等の退所後、グループホームや自立訓練、就労継続支援等において、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、「地域生活移行個別支援特別加算」とび「社会生活支援特別加算」

により評価している。

地域生活移行個別支援特別加算の算定実績は、全国的には増加傾向にあるが、算定実績の全くない自治体もあり、地域によって取組状況に差異がみられるため、都道府県並びに市町村におかれては、矯正施設等に入所している障害者の円滑な地域生活への移行に取り組むようお願いする。

(参考) 地域生活移行個別支援特別加算の算定実績の推移

	H27年10月	H28年10月	H29年10月	H30年10月
介護サービス包括型 グループホーム	286人	311人	335人	397人
	141事業所	153事業所	160事業所	185事業所
日中サービス支援型 グループホーム				3人
				3事業所
外部サービス利用型 グループホーム	80人	75人	80人	72人
	48事業所	41事業所	42事業所	35事業所
障害者支援施設	51人	45人	45人	39人
	31事業所	24事業所	26事業所	25事業所
宿泊型自立訓練	53人	66人	60人	63人
	35事業所	44事業所	41事業所	39事業所
合計	470人	497人	520人	574人
	255事業所	262事業所	269事業所	287事業所

※日中サービス支援型グループホームは平成30年4月創設

※障害者支援施設については、地域生活移行個別支援特別加算(II)(個人加算)の算定実績

社会生活支援特別加算の算定実績の推移

	H27年10月	H28年10月	H29年10月	H30年10月
自立訓練(機能訓練)				1人
自立訓練(生活訓練)				1事業所
就労移行支援				170人
就労継続支援(A型)				61事業所
就労継続支援(B型)				33人
				16事業所
				21人
				14事業所
				145人
				80事業所
合計				370人
				172事業所

※社会生活支援特別加算は平成30年4月創設

自立生活援助（平成30年4月～）の概要

サービス内容

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、一定の期間(原則1年間)にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

※市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合は更新可能

对 象 者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
 - ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
 - ③ 障害、疾病等の家族と同居しており(障害者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

※自立生活援助による支援が必要な者(例)

- 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
 - 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰り返し等）
 - その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

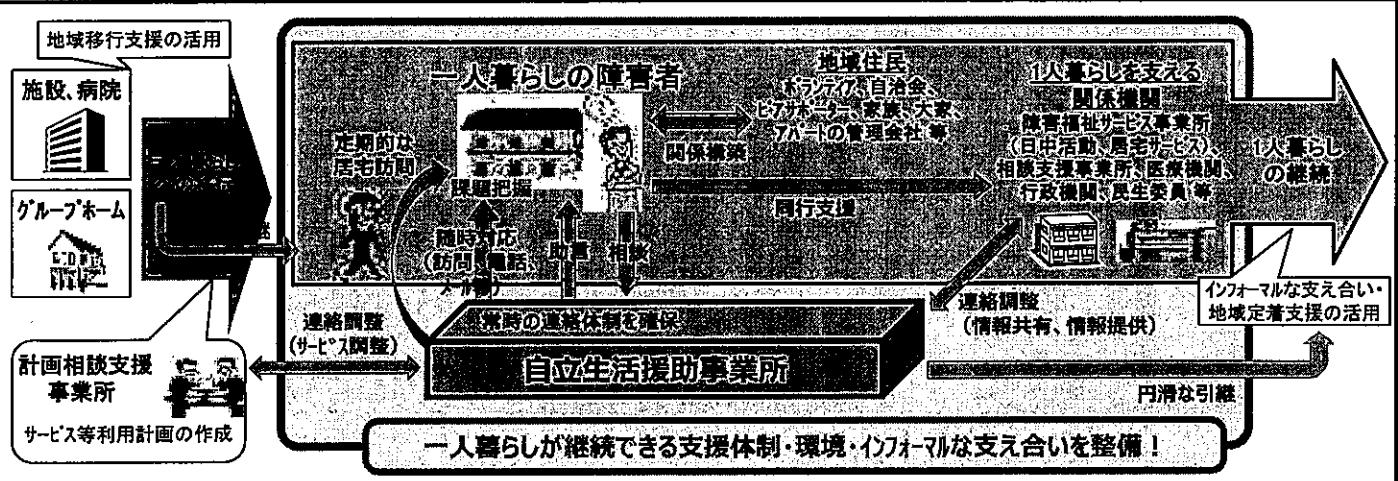
※家族による支援が見込めないと判断する場合(例)

- 同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
 - 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
 - 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
 - その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

- 199 -

関連資料1

支那のイメージ



支援のイメージ②



自立生活援助の現状

※平成30年10月サービス提供分(国保連データ)

事業所について [83事業所(27都道府県)]

○都道府県毎の事業所数

北海道	岩手県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	山梨県	長野県	静岡県	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県
2	1	1	3	2	5	4	21	5	3	3	2	2	7	1

和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	徳島県	愛媛県	福岡県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県			
2	1	1	2	1	1	1	2	3	1	5	1			

利用者について [328人]

○都道府県毎の利用者数

北海道	岩手県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	山梨県	長野県	静岡県	愛知県	京都府	大阪府	兵庫県
9	2	9	5	4	27	13	81	15	6	21	24	8	16	3

和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	徳島県	愛媛県	福岡県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県			
7	1	2	6	11	2	3	4	31	1	15	2			

○状態毎の利用者数

退所等をしてから1年以内の者	134	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
上記以外の単身生活者 等	194	1	3	23	93	128	12	68

○障害種別毎の利用者数

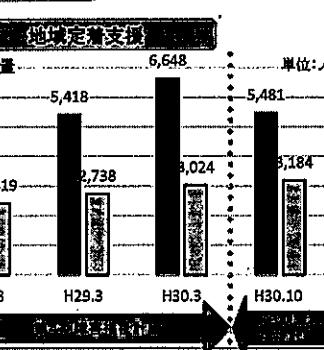
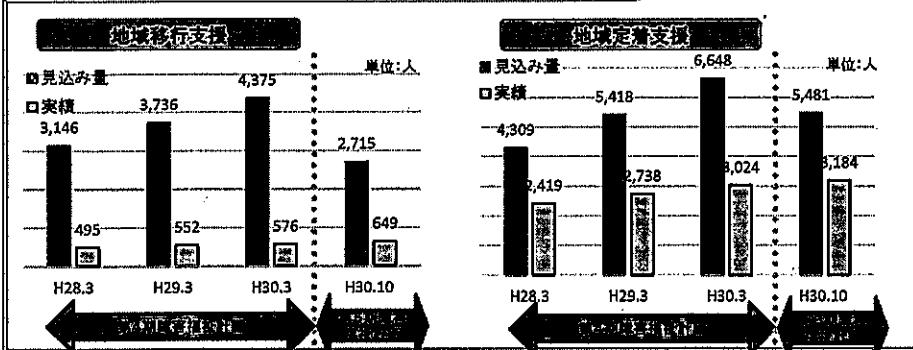
身体障害	知的障害	精神障害	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
16	99	213	1	0	34	49	77	109	34	24

-201-

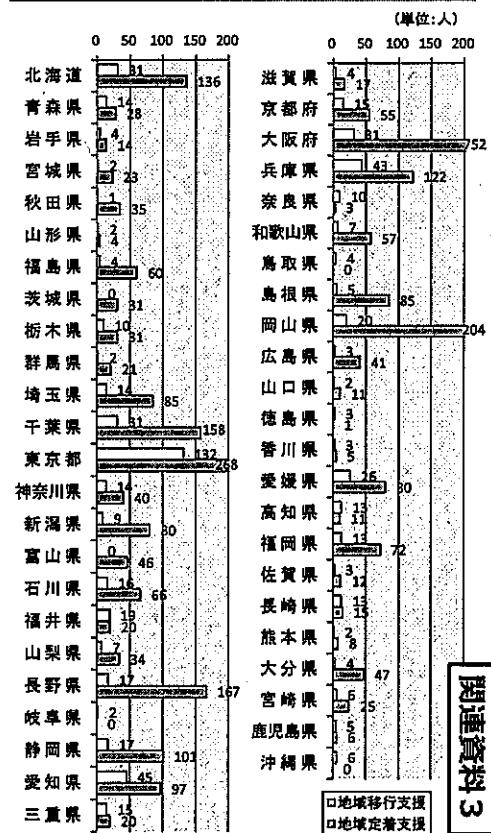
関連資料2

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

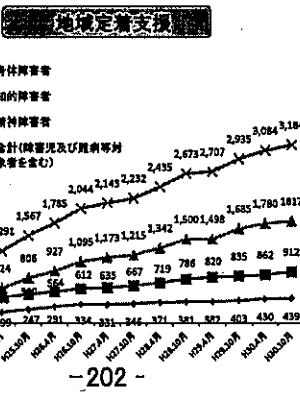
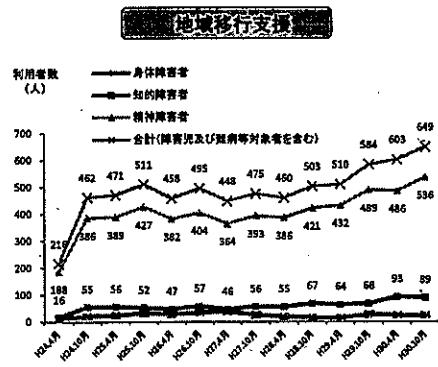
◆ 障害福祉計画における見込み量と実績



◆ 都道府県別利用者数 (H30.10)



◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4~H30.10)



関連資料3

ReMHRAD:地域精神保健医療福祉資源分析データベース

Regional Mental Health Resources Analyzing Database

区市町村ごとの社会資源量と1年以上入院患者の状況の見える化

1. 障害者総合支援法の社会資源の状況

①資源量 ②全国の平均値との多寡情報 ③位置情報

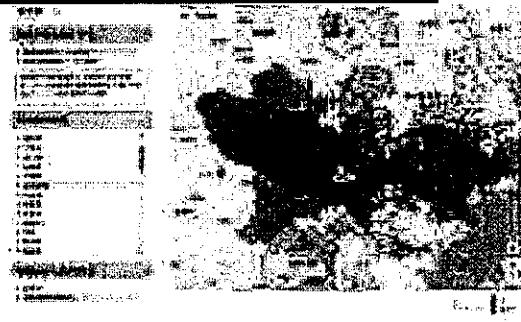
2. 精神病床を有する医療機関における1年以上入院患者の状況

- ①自区市町村の医療機関に入院している患者はどこの住民か。
- ②自区市町村に住所がある患者はどの区市町村の病院に入院しているか。

2.①の例 東京都 八王子市



2. ②の例 東京都 世田谷区



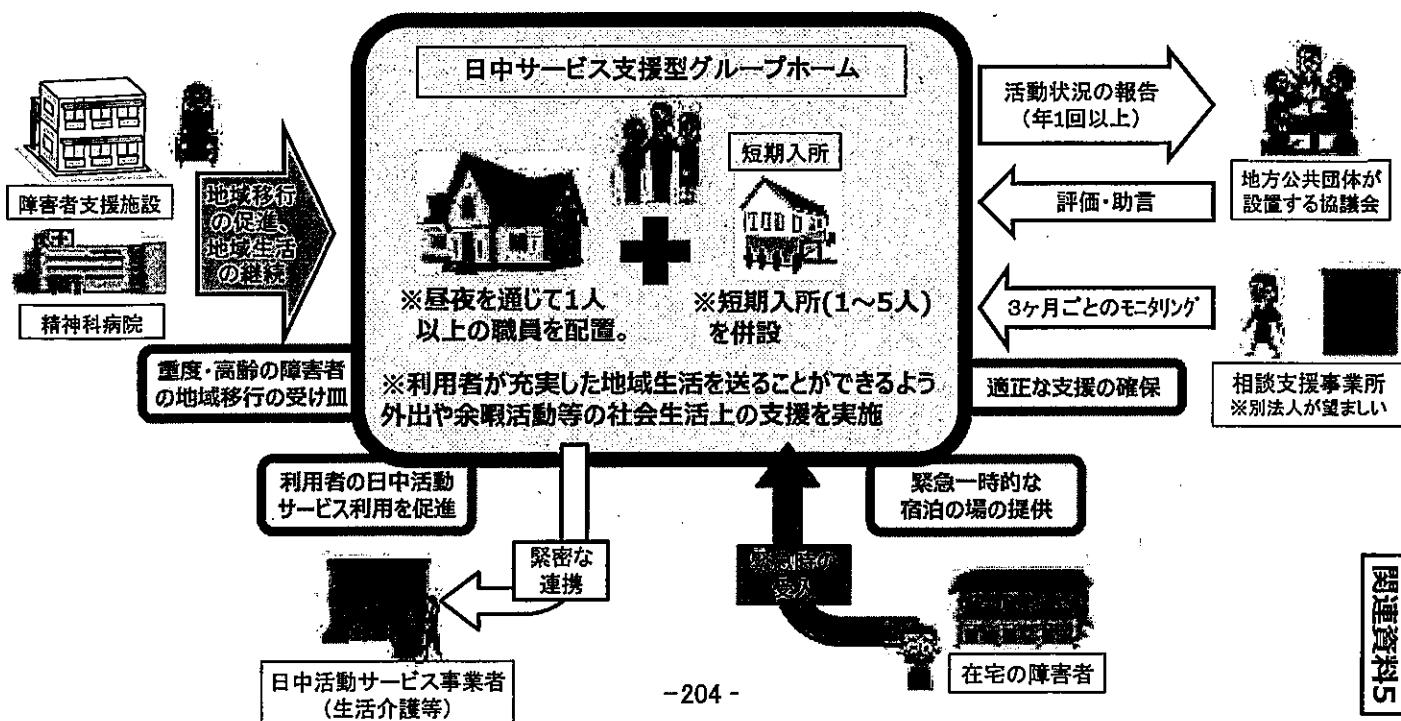
URL : <https://remhrad.ncnp.go.jp/>

-203-

関連資料4

地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。



-204-

関連資料5

日中サービス支援型グループホームの現状

※平成30年10月サービス提供分(国保連データ)

事業所について [45事業所(22都道府県)]

○都道府県毎の事業所数										
北海道	青森県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	石川県	静岡県
16	1	2	1	2	1	1	1	2	1	1
三重県	滋賀県	京都府	奈良県	和歌県	広島県	愛媛県	福岡県	佐賀県	長崎県	鹿児島県
1	1	3	1	1	2	1	3	1	1	1

○世話人配置別の事業所数		
3・1	4・1	5・1
28	10	7

利用者について [532人]

○都道府県毎の利用者数										
北海道	青森県	岩手県	山形県	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	石川県
224	7	1	23	5	24	10	8	11	26	7
長野県	岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	鳥取県	広島県
7	10	30	2	2	13	27	1	15	5	37
静岡県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	鳥取県	広島県	山口県	愛媛県	高知県
9	9	6	10	30	2	13	27	1	15	5
鹿児島県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県
9	9	12	9	9	12	9	9	9	9	9

○障害種別毎の利用者数			
身体障害	認知的障害	精神障害	難病等
106	230	194	2

○障害支援区分毎の利用者数						
区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
144	126	126	87	41	1	7

○日中活動サービスを利用する利用者数					
生活介護 自立訓練 (機能)	自立訓練 (生活)	就労移行 支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	
364	2	15	1	5	63

○年齢毎の利用者数									
18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上		
0	12	61	68	112	125	76	78		
								-205-	

関連資料6

グループホームの利用者数の推移

障害者の地域移行を推進し、地域で安心して生活するため、障害者の住いの場であるグループホームの整備を促進する。

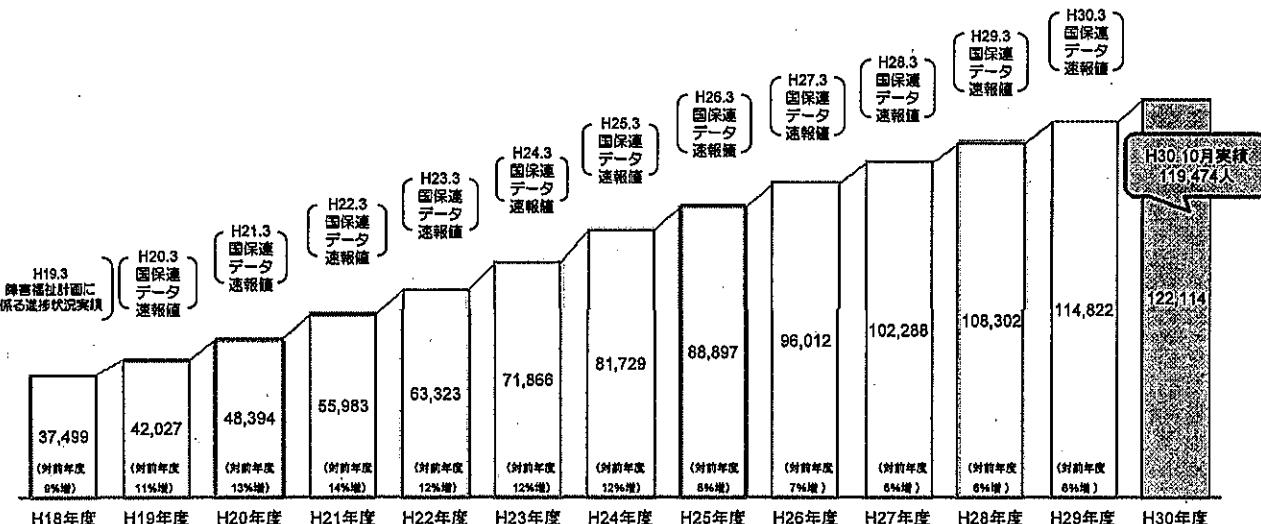
各自治体が策定した障害福祉計画においては、平成30年度に12.2万人のグループホーム利用者が見込まれている。

(※平成25年度以前は旧グループホーム・旧ケアホームの利用者数)

実績

見込

提供されるサービスの総量
(人分)



関連資料7

12 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

(1) 障害者虐待の未然防止・早期発見について

① 障害者虐待事例への対応状況等

平成30年12月26日に公表した「平成29年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」では、養護者による虐待はほぼ横ばいの一方で、施設従事者等による虐待は増加傾向にあり、平成28年度と比較して相談・通報件数は12%増加（2,115件→2,374件）し、虐待と判断された件数は16%増加（401件→464件）となっている。

【関連資料1】

② 通報の徹底及び虐待事案における適切な対応について

施設従事者等からの相談・通報件数が増加傾向にあることは遺憾であるが、その一方で、障害者虐待防止法（以下「法」という）第16条1項に定める通報義務に関する理解が施設従事者等へ深まりつつある状況と考えられる。障害者虐待の深刻化、重篤化を防ぐため、通報義務についての周知を更に徹底するとともに、法第16条4項において、虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないことについても、周知徹底を図られたい。

このため、各都道府県において実施される障害者虐待防止研修における障害者福祉施設管理者等の研修受講を勧奨するとともに、研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、改めて研修受講の徹底を図られたい。

また、報道等で明らかになる重篤な虐待事案が散見されることから、市町村においては事業所に対する適切な事実確認及び都道府県等と連携して適切な権限行使による指導をお願いしたい。

さらに、L G B Tのような性的指向・性自認を持つ虐待を受けている障害者について、当該障害者の多様な特性に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が講じられるよう、各都道府県においては、事業者や市町村に対して周知を図られたい。

(2) 平成31年度障害者虐待防止・権利擁護指導者研修について

平成31年度障害者虐待防止・権利擁護指導者研修については平成31年8月7日・8日の2日間、埼玉県所沢市の国立障害者リハビリテーションセンターで開催する予定である。詳細については決定次第、別途連絡を行うので、適任者を推薦いただく等、ご協力を願う。

(3) 障害者虐待防止対策支援事業について

平成 31 年度の予算（案）における障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）については、市町村虐待防止センター及び都道府県権利擁護センターにおける専門性の高い職員の配置等による体制の整備、地域の行政機関や専門機関、住民等との連携協力体制の強化、その他研修や普及・啓発事業を行えるよう拡充を図ることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。【関連資料 2】

(4) 成年後見制度の利用促進について

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府において「成年後見制度利用促進基本計画」（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定。以下「基本計画」という。）が策定され、取組を進めているところである。

平成 31 年度予算（案）においては、基本計画を踏まえて地域における中核機関の整備や市町村計画の策定の取組を更に推進するため、新たに

- ① 都道府県が広域的な観点から体制整備を行うための事業費への補助、
- ② 中核機関の立ち上げ支援や先駆的取組への補助、
- ③ 市町村や中核機関職員等に対する国による研修

に要する費用について計上したところである。（社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室において計上）【関連資料 3】

また、基本計画においては、「若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる」ことが盛り込まれていることから、成年後見制度法人後見支援事業を積極的にご活用いただきたい。【関連資料 4】

なお、厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムを今後お示しする予定である。本研修カリキュラムは、障害者の意思確認などを行う際にも有効であることから、成年後見制度普及啓発事業として実施する研修等においても積極的に活用し、研修の充実に努めていただきたい。

障害者虐待防止法の概要

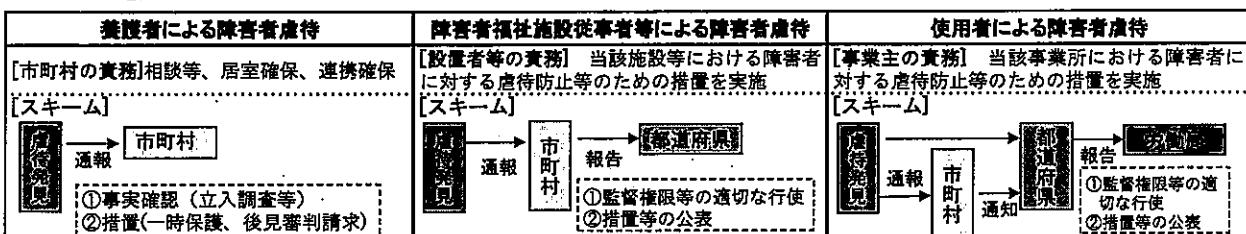
(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的な要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく絶対的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不適当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

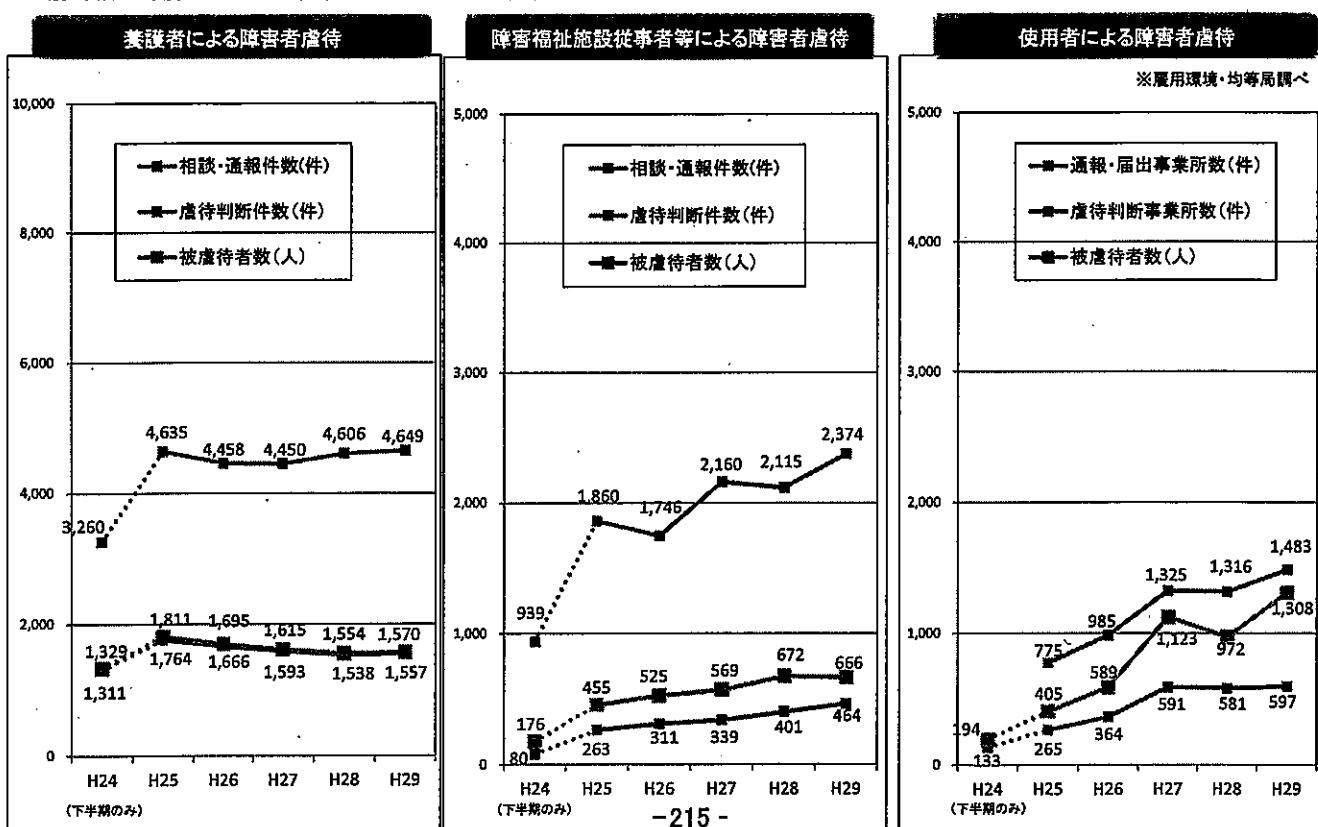
- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



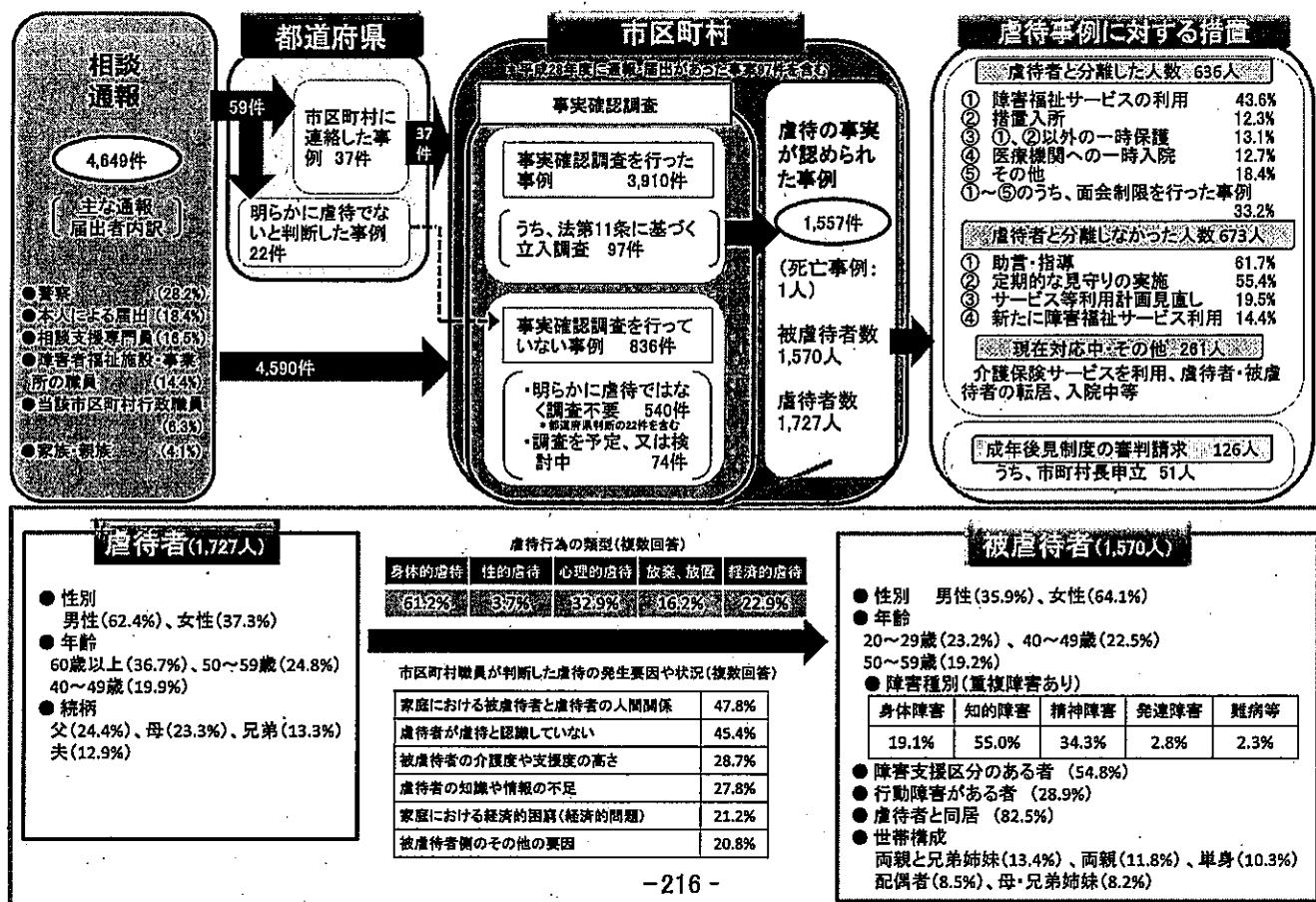
- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

注: 平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成29年度の5ヶ年分が対象。

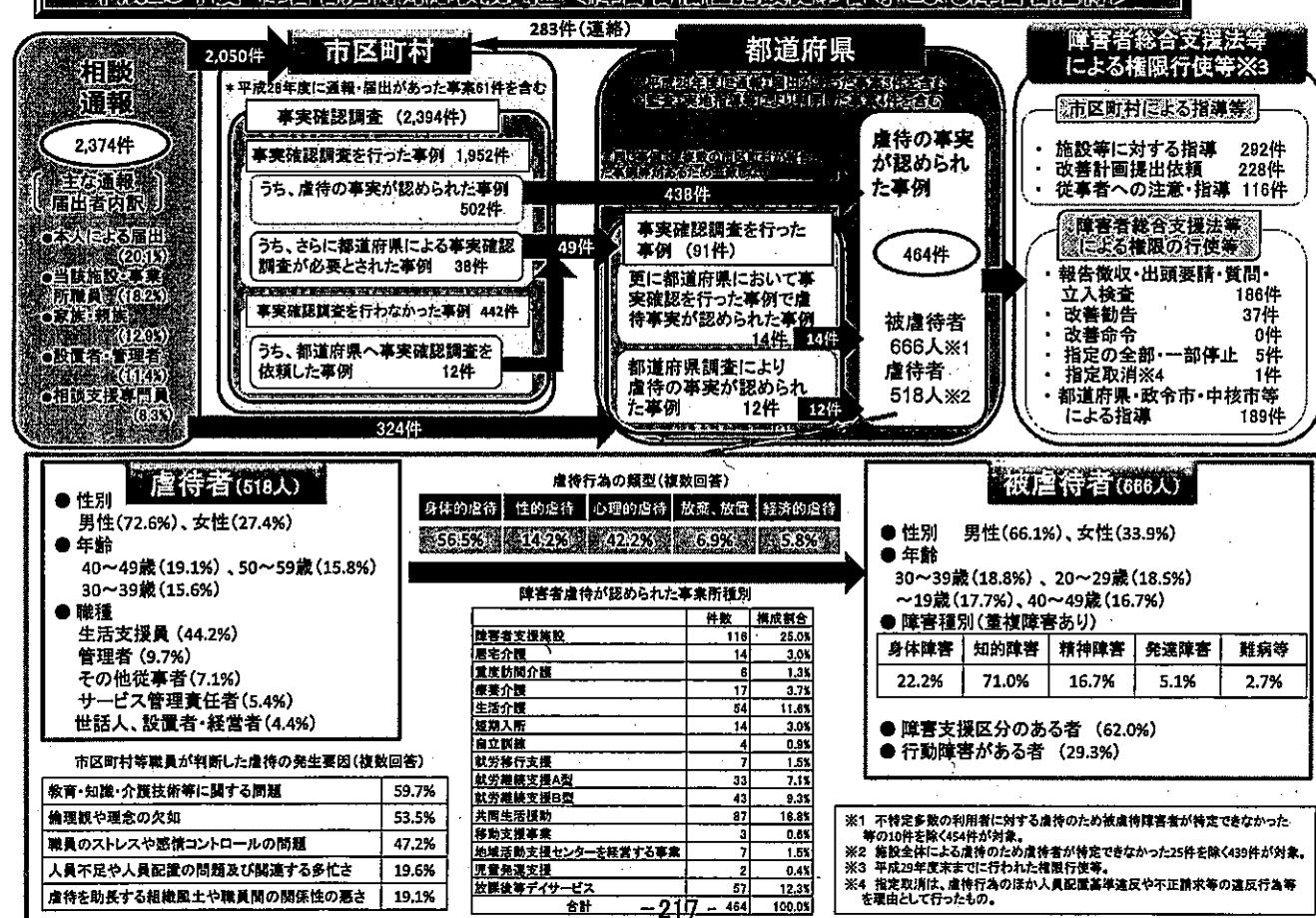


平成29年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



-216-

平成29年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



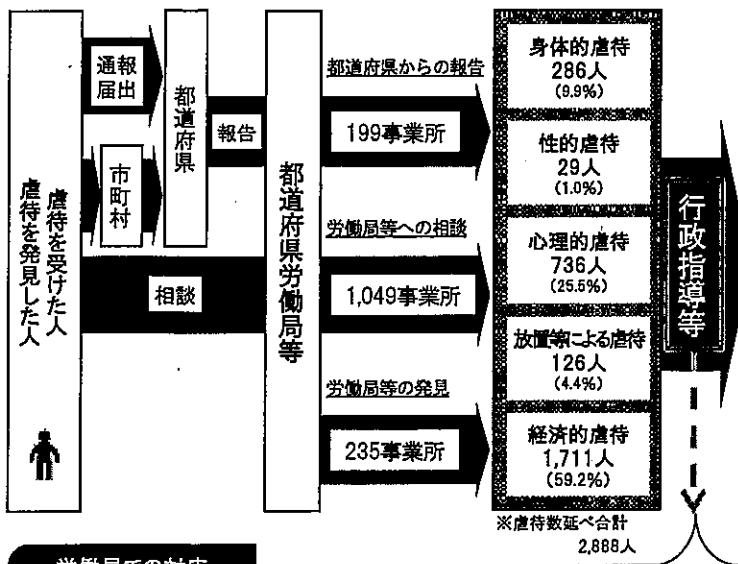
平成29年度における使用者による障害者虐待の状況等

通報・届出

○通報・届出が寄せられた事業所 1,483事業所
○通報・届出対象の障害者 2,454人

虐待が認められた事案

○虐待が認められた事業所 597事業所
○虐待が認められた障害者 1,308人



	身体的虐待 272人 (20.6%)	知的障害 489人 (37.0%)	精神障害 452人 (34.2%)	発達障害 36人 (2.7%)	その他 71人 (5.4%)
身体的虐待 80人 (5.7%)	8人	29人	7人	0人	38人
性的虐待 7人 (0.5%)	1人	5人	1人	0人	0人
心理的虐待 116人 (8.3%)	15人	49人	47人	5人	2人
放置等による虐待 27人 (1.9%)	4人	14人	13人	0人	0人
経済的虐待 1,162人 (83.6%)	255人	439人	417人	34人	31人

※虐待数延べ合計 1,392人

※障害数延べ合計 1,320人

労働局での対応

○労働局で行った措置 1,338件

※ 平成29年度以前に通報・届出が寄せられた事業所を含む。

労働基準監督署	公共職業安定所	労働局「雇用環境均等部(室)」
労働基準関係法令に基づく指導等(賃金未払等) 1,204件(90.0%) うち最低賃金法関係 881件(65.8%)	障害者雇用促進法に基づく助言・指導等 98件(7.3%) (いじめ、嫌がらせ等)	男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等 7件(0.5%) (セクシャルハラスメント等)

-218-

平成31年度障害者虐待防止対策関係予算案

○ 障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業） 予算額：6.1億円（+1.1億円）

1. 事業目的

障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備や、関係機関等との連携協力体制の整備等を図る。

2. 事業内容

以下のような取組について、地域の実情に応じて都道府県・市町村の判断により実施する。

① 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備

例：24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保、

専門性の高い職員の配置、虐待を受けた障害者や養護者等の家庭等に対する訪問の実施、

その他、市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの連携協力体制の構築等

② 地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備

例：地域における関係機関等の連絡協議会の整備等

③ 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修

例：虐待事例の検討、施設・事業所内における虐待防止体制の整備を促進する障害者虐待防止研修の実施

④ 障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業

例：障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報、障害者の権利擁護等に関する啓発活動の実施

⑤ その他障害者虐待防止に資する事業

3. 実施主体 都道府県及び市町村

4. 負担率 市町村実施事業：負担割合 国1／2、都道府県1／4 都道府県実施事業：負担割合 国1／2

○ 障害者虐待防止・権利擁護事業費 予算額：13,104千円（①3,816千円、②9,288千円）

1. 事業内容

① 障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修の実施

② 虐待事案の未然防止のための調査研究・事例分析

2. 実施主体 国（民間団体へ委託予定）

-219-

開運資料2

（参考）

○ 児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待に関する提言（中間報告）（抄）

（平成30年5月31日 自由民主党政務調査会）

【障害者虐待】

1. 障害者虐待防止センター等の体制整備の充実

障害者虐待対応の窓口等となる市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターにおいて、困難事例の場合でも迅速かつ適切に対応することができるよう、専門性の高い職員を配置する等の体制整備の充実を図る。

2. 養護者支援の充実

障害者虐待の未然防止の観点から、養護者の負担軽減に資する取組等を行っている事例について調査研究等を行い、好事例を全国的に周知する等の技術的支援を行う。

3. 適切な成年後見制度利用の普及啓発

必要な場合に成年後見制度の利用に適切につながるよう、障害福祉サービス事業所等の職員や自治体の相談窓口職員に対する研修等の充実を図る。

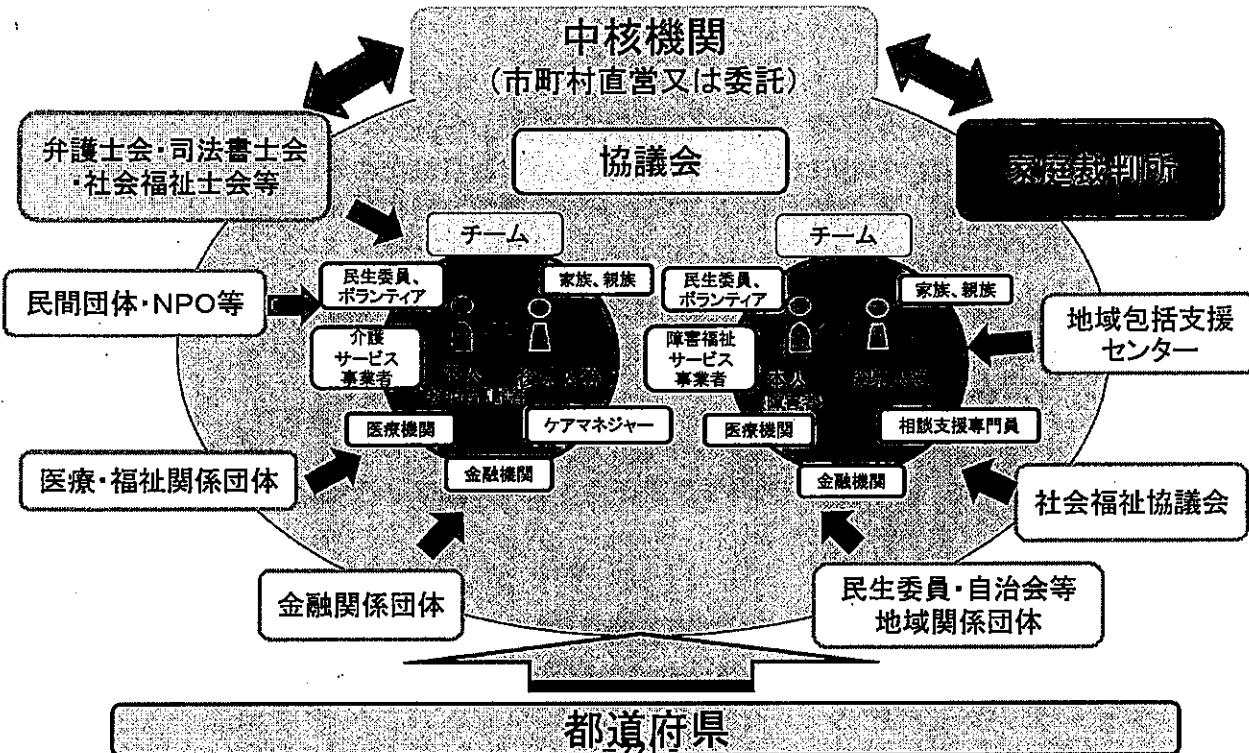
○ 経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

第2章 7. (4)③共助社会・共生社会づくり

高齢者・障害者虐待の早期発見・未然防止やセルフネグレクトの実態把握等の観点から、関係機関の専門性の向上や連携の強化・体制の整備を図る。

中核機関と地域連携ネットワークについて

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。



開運資本3

平成31年度 成年後見制度利用促進体制整備関係予算案

平成31年度予算案 3.5億円

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用する地域体制を構築するため、都道府県の支援の下、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進する。

【成年後見制度利用促進体制整備推進事業】（補助事業） 320百万円

（1）都道府県事業 〔社協等の民間団体に委託可、（補助率）国1/2 都道府県1/2〕

都道府県による広域的支援による体制整備の推進

- ①体制整備アドバイザー等による体制整備の推進（広域的な中核機関立ち上げや計画策定支援等）
- ②中核機関・市町村職員向けの都道府県研修の実施
- ③市町村・中核機関向け専門相談窓口の設置（ノウハウに乏しい市町村や中核機関職員等への助言等）

（2）市町村事業 〔社協等の民間団体に委託可、（補助率）国1/2 市町村1/2〕

中核機関の立ち上げ支援や先駆的取組の推進

- ①中核機関の立ち上げ支援（立ち上げに向けた関係機関会議の会議費や先進地視察等）
- ②中核機関の先駆的取組の推進（適切な後見人候補者を選任する仕組み（受任調整会議）や、親族後見人を継続的に支援する取組（専門職による助言等）等の先駆的取組）

（3）先駆的取組に係る調査研究 〔シンクタンク等の民間団体（補助率）10/10〕

【成年後見制度利用促進体制整備研修（国研修）】（委託費） 30百万円

国において、市町村や中核機関職員、都道府県の研修担当者に対する研修を実施する。※民間委託

障害者に対する成年後見制度関係の事業について

平成31年度予算案

- ① 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業費等補助金495億円の内数）
 - ・事業内容：成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
 - ・実施主体：市町村
- ② 成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金495億円の内数）
 - ・事業内容：市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施する。
 - (1) 法人後見実施のための研修
 - (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - (3) 法人後見の適正な活動のための支援
 - (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
 - ・実施主体：市町村
- ③ 成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金495億円の内数）
 - ・事業内容：成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
 - ・実施主体：都道府県、市町村

-223-

社会福祉法人等による法人後見の取組

成年後見制度利用促進委員会意見(平成29年1月)抜粋

- 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。
- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

後見監督人

利益相反行為(民法)

第八百六十条 第八百二十六条の規定は、後見人について準用する。ただし、後見監督人がある場合は、この限りでない。(下線は「利益相反行為」を指す)

後見等開始の審判の申立て

・本人・配偶者
・四親等以内の親族
・市区町村長

後見監督人の選任

※申立人等の請求又は裁判所の職權で必要に応じて選任

家庭裁判所

法人後見チーム
※継続性・専門性

成年後見人等
(法人後見)の選任

補助・保佐・後見開始の審判

法人後見の実施体制

- 透明性の確保の例
法人外部の専門職の参加
(助言・チェック等)
(例)
 - ・法律関係者
 - ・医療関係者
 - ・会計関係者
 - ・福祉関係者 等



参加
財産管理
身上配慮

法人のサービス利用者
及び、それ以外の障害者等

障害者支援
年次計画

-224-

13 障害児支援について

(1) 医療的ケア児等とその家族への支援施策について

平成31年度予算案においては、従来実施していた「医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業」、「医療的ケア児支援促進モデル事業」等を組み替え、医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する「医療的ケア児等総合支援事業」を創設した。

本事業は、都道府県及び市町村を実施主体としており、身近な地域で実施する事業は市町村、人材育成や広域な支援が必要なものは都道府県で実施する等、地域の実情にあわせた支援の実施をお願いしたい。【関連資料1】

(2) 医療的ケア児等医療情報共有事業について

医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするためのシステムを2020年度に運用開始できるよう、厚生労働省においてシステムの改修を行っているところ。

システムの運用に当たっては、各地方自治体で把握している医療的ケアが必要な児童等のいる家庭への周知依頼を予定しているため、その際には協力をお願いしたい。

【関連資料2】

(3) 医療的ケア児等に関するホームページの創設

厚生労働省のHPに、医療的ケア児とその家族に対する支援政策について、平成30年12月から新たに厚生労働省内の関係部局、関係府省の施策等を横断的に紹介するページを開設した。

本HPには、地方自治体における医療的ケア児のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置状況や支援のための取組等についても掲載しているので参考にされたい。

今後、より多くの情報を本HP上に掲載し、国における医療的ケア児に関する政策の動向について情報発信していく予定である。【関連資料3】

(掲載場所)

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

?

(4) 支援が必要な障害児等に対する防災体制について

災害対策基本法に基づき、市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めることとされており、また、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）の作成が義務付けられている。

市町村において、支援が必要な障害児（医療的ケア児、重症心身障害児を含む）等を把握し、避難行動要支援者として支援対象から漏れることのないように配慮いただきたい。

また、平常時から、個別に、避難行動要支援者やその支援者（家族等）と災害時の避難手段、避難先、医療の確保等について具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定するようお願いする。

特に、医療的ケアを必要とする場合は、災害時における医療機器（人工呼吸器・吸引器等）の電源の確保が重要な課題であることから、日頃からバッテリーや非常用電源の確保について確認を行い、災害時に備えるよう周知願いたい。

災害発生等により避難所等で生活する障害児者とその家族への支援に当たっては、障害特性等により特段の配慮が必要となることから、「避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について」（平成30年7月10日事務連絡）を参考にされたい。なお、発達障害情報・支援センターにおいて、災害時の発達障害児者への対応や相談窓口を掲載したリーフレットをホームページに掲載し、災害時における発達障害児者とその家族への支援について周知を図っている。

(5) 障害児入所施設の在り方に関する検討会について

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正時に「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の障害児支援の在り方に関する検討会において施設の機能等について一定の整理がなされたところ。

こうした状況を踏まえつつ、現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態を考慮しつつ、障害児入所施設の在り方に関する検討を行うため、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」を開催した。本検討会は本年12月頃までに取りまとめを予定しており、都道府県、指定都市、児童相談所設置市におかれては、議論の実施に向けた調査等への協力をお願いする。

なお、福祉型障害児入所施設における過齢児の地域移行について、引き続き対応をお願いする。【関連資料4】

(6) 放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組について

放課後等デイサービスの運用状況については、平成30年11月14日付け事務連絡「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」に係るフォローアップ等

について」において、調査にご協力いただいたところ。

本調査の結果については、平成 30 年 12 月 27 日付け事務連絡「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」においてお知らせしている通りであるので、引き続き、放課後等デイサービスの適切な運営の推進をお願いする。【関連資料 5】

(7) 障害児通所支援サービスにかかる迅速な支給決定について

市区町村が実施する障害児通所支援の給付事務については、事務マニュアル「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に基づき、申請に係る児童が給付の対象となる障害児であるかどうか確認を行っていただいているところ。

市区町村の事務の実施にあたっては、サービスを必要とする障害児に適切かつ速やかに給付決定が行われることが重要であることを踏まえ、昨年「「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に基づく障害の有無の確認について」（平成 30 年 11 月 15 日付け事務連絡）を発出したところ。都道府県におかれでは、管内市区町村において引き続き地域のニーズに応じた柔軟な対応にご配慮いただけるようお願いする。【関連資料 6】

(8) 障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

野田市の児童虐待による死亡事案を受け、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「児童虐待防止対策に係る学校等・教育委員会等と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知）が発出され、市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料及び情報の提供を行う施設について、障害児通所支援事業所（児童発達支援事業所等）も対象とされたところ。

また、障害児通所支援事業所における利用頻度が低い幼児児童生徒等、または利用が不定期である幼児児童生徒等の取扱いについては、「障害児通所支援事業所における緊急時の対応について」（平成 31 年 2 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）においてお示ししている。

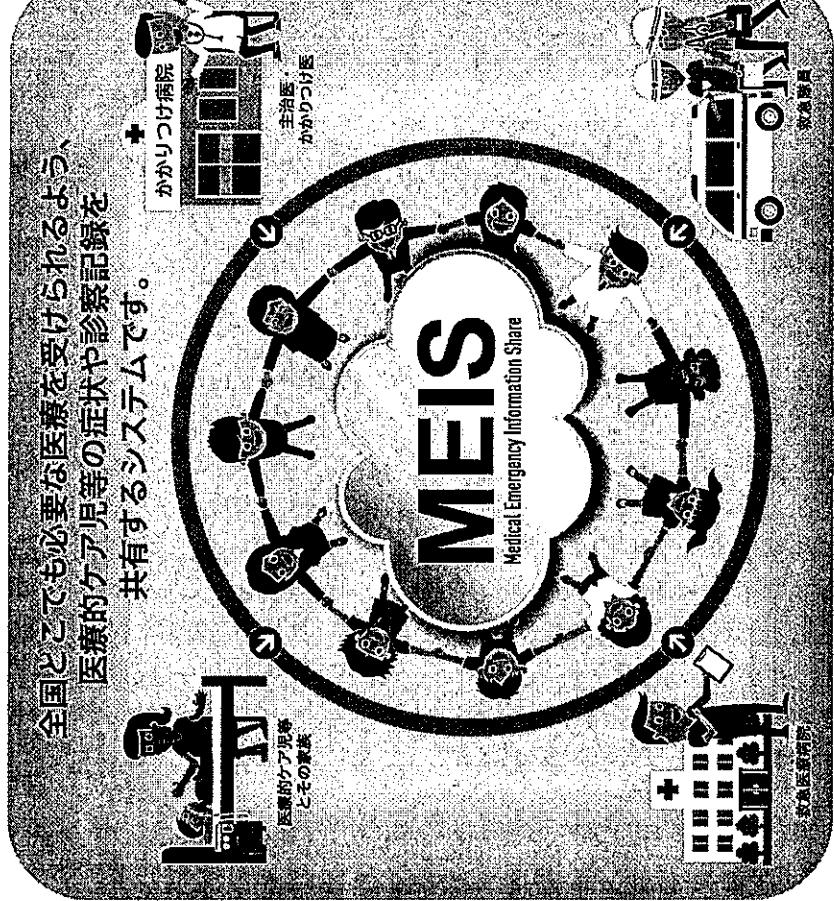
都道府県におかれでは、管内市町村及び市町村管内の障害児通所支援事業所に、指定都市及び児童相談所設置市にあっては、管内の障害児通所支援事業所に、それぞれ周知をお願いする。【関連資料 7】

医療的ケア児等医療情報共有システム

Medical Emergency Information Share

「行つてみたい」を現実に！

医療的ケア児等の
外出時の安心をサポートします



主なサービスメニュー

- 診察記録登録
- 基本情報登録
- 新規登録機能
- 参照機能
- 検索機能
- メール機能
- お問い合わせ

- 診察記録参照
- 救急情報参照
- 参照機能
- 新規登録機能
- 参照機能
- 検索機能
- メール機能
- お問い合わせ

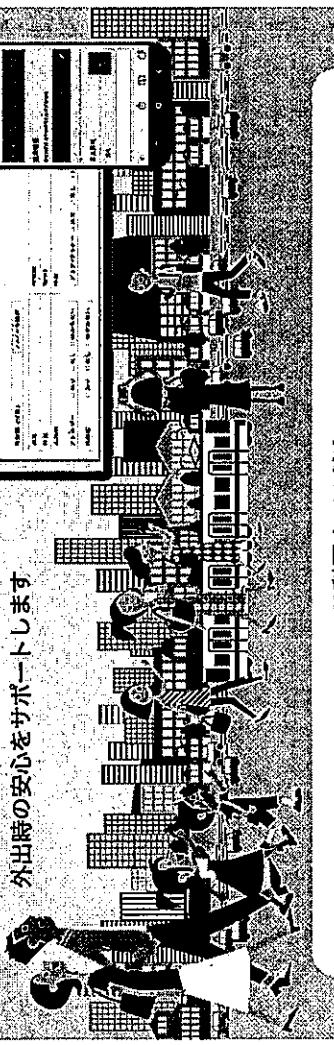
- 関連資料
- 連所支援事業所や学校等の関係者とのケア情報共有機能
- 今後検討



2020年サービス開始予定

「行つてみたい」を現実に！

外出時の安心をサポートします



ご利用までの流れ

- 1 2019年1月～3月 事前登録
MEISのプレ運用開始前に、事前登録を行った方に、厚生労働省よりお礼を兼ねたご連絡先登録メールを送付いたします。
- 2 2019年3月 確認メールのご送付
MEISの本格運用開始時に、事前登録を行った方の登録先メールアドレスにて案内を送付します。
- 3 2019年度中 プレ運用開始
MEISの本格運用開始時に、事前登録を行った方および法人運用ご利用のご登録先メールアドレスにて案内を送付します。
- 4 2020年度中 本格運用開始
MEISをご活用下さい。

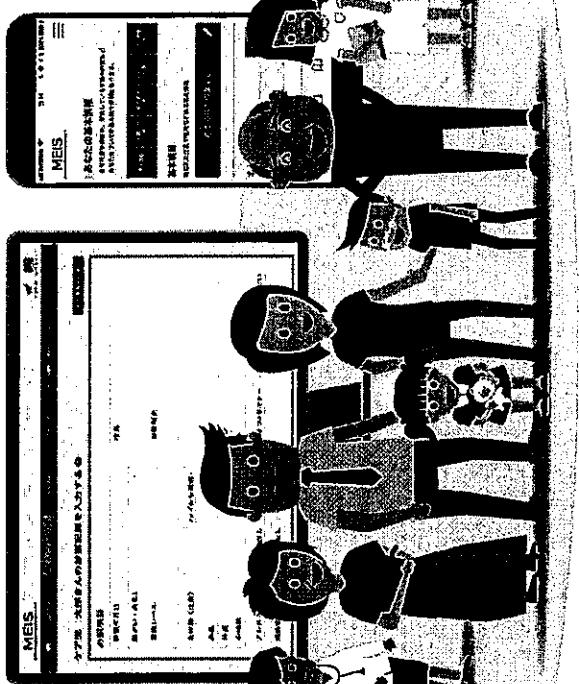
-233-

■ 詳細ページに今すぐアクセス！ ※ PCからのアクセスはどちらかのアドレスは3月末まで対応です。
<https://www.pci-sol.com/meis/>



医療的ケア児等医療情報共有システム Medical Emergency Information Share

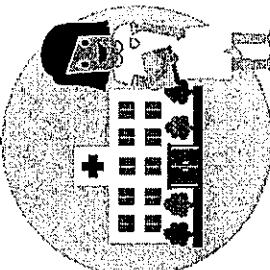
医療的ケア児等が旅行などで出かける場合、家族は急な発作に備えて外出先周辺の病院情報を集めたり、本人の医療データを持ち歩いたりしなければいけませんでした。全国どこでも必要な医療を受けられるように、かかりつけの病院以外でも医療等に関する情報を共有したい、そんなご要望におこたえするのが、「医療的ケア児等医療情報共有システムMEIS(メイス)」です。



本人やご家族、またかかりつけ医が、医療等に関する情報をお手元のスマホで入力して、データベース化。もしも外出先でも救急搬送された場合は、救急隊員や搬送先の医療機関がスマホやパソコンを利用する等の方法で情報を閲覧できるようになります。

急性期・短期入所等

本人情報・診察記録の
参照・入力

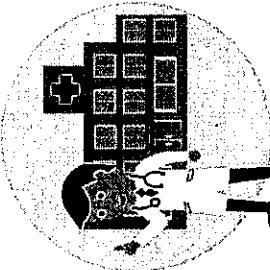


転院先医療機関

ケア情報が
わかつてうれしい!

救急時

本人情報・診察記録の
参照

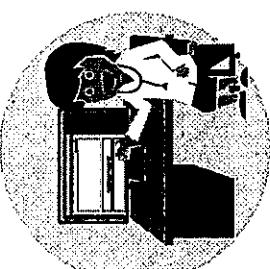


救急医療病院

必要な情報が
すぐにわかったよ!

平時

診察記録の
承認・参照

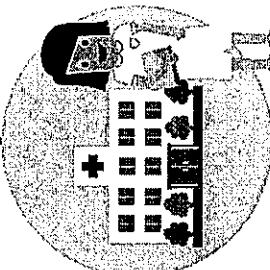


救急隊員

搬送中に救急病院に
情報を伝えられるよ!

急性期・短期入所等

本人情報・診察記録の
参照・入力

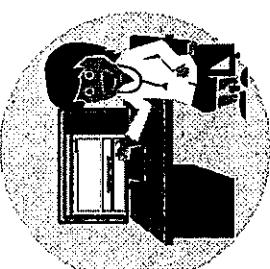


転院先医療機関

ケア情報が
わかつてうれしい!

平時

本人情報・診察記録の
入力・参照

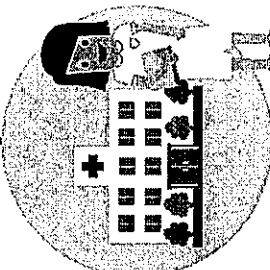


主担当医

安心して
出かけられるよ!

急性期・短期入所等

本人情報・診察記録の
参照・入力



主担当医

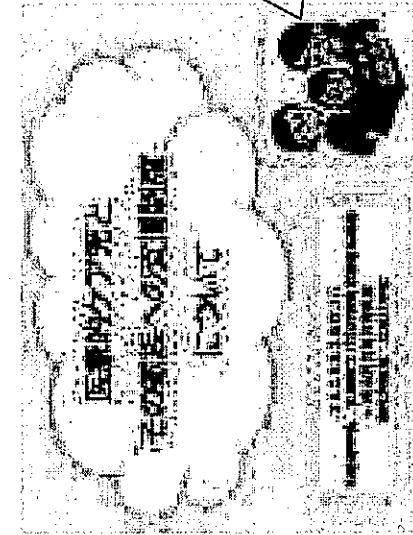
安心して
出かけられるよ!

厚生労働省ホームページ
医ケア児とその家族に対する支援策について

「厚生労働省のHPに、医ケア児とその家族に対する支援策について、省内関係部局、他省庁の施策等を横断的に紹介するページを開設し、情報発信。



医療的ケア児等に対する支援制度を厚生労働省、文部科学省の関係部局で連携してマップとしてまとめたもの



【渴載情報】

医療的ケア児に限る以下の情報がご覧になれます。

関連資料7

府子本第189号
30文科初第1616号
子発0228第2号
障発0228第2号
平成31年2月28日

都道府県知事
都道府県教育委員会教育長
指定都市市長
指定都市教育委員会教育長
中核市市長
児童相談所設置市市長
附属学校を置く国立大学法人学長
各附属学校を置く公立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社
を所管する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する学校法人の理事長
殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
文部科学省高等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、

子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

このような状況から、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。）及び障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）及びその設置者や市町村・児童相談所等の関係機関に対しては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた対応をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死亡事案を受け、「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が決定され、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認を実施するなど緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図ることとされた。

こうした対応を受け、増加する児童虐待に対応するため、とりわけ、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等について、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所が連携した対応が図られるよう、下記に掲げる取組の徹底を改めてお願いする。

なお、児童虐待への対応に当たっては、

- ・学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと
- ・児童相談所においては、児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子どもと家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行うこと
- ・市町村においては、自ら育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子どもの状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと
- ・警察においては 110 番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子どもの安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案については厳正な捜査を行うこと

等といった固有の責務を関係機関それぞれが有しており、こうした責務を最大限に果たしていくことを前提として下記の連携などの取組を進めが必要である。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局と協議済であることを申し添える。

記

1. 今回事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

(1) 要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて

市町村・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に規定する児童虐待に係る通告を行った者をいう。）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること。

(2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて

学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないとするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。

さらに、市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。

現に、保護者との関係等を重視しすぎることで、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すべきである。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

(3) 保護者からの要求への対応について

学校等は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

学校等の設置者は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等又はその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

また、学校等又はその設置者と関係機関が連携して対応した結果については、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下同じ。）において、事案を共有し、今後の援助方針の見直し等に活用すること。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

(4) 定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供については、本通知と同日付けで「学

校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を発出し、要保護児童等（要保護児童対策地域協議会において、児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、学校等に在籍する子ども。）の出欠状況や欠席理由等について、学校等から市町村又は児童相談所へ定期的に情報提供を行うこととし、その適切な運用をお願いしたところである。

当該通知の運用に当たっては、当該要保護児童等に関して、不自然な外傷、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、市町村又は児童相談所へ情報提供又は通告すること及び学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うこととともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有することについて、徹底されたい。

また、学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供することについても、徹底されたい。

（なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している子どもを想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である子どもについては、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。）

その際、学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

※詳細は、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を参照されたい。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化』＞
＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

（5）児童虐待に関する研修の更なる充実について

3.（1）記載のような研修の機会を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実に努めるほか、校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組まれたい。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『3児童相談所、市町村、学校及び教育委員会の抜本的な体制強化』>

2. ケース対応において留意すべき事項

(1) 学校等からの通告・相談における連携

市町村・児童相談所は、学校等又はその設置者からの通告は、地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いことを説明すること。学校等又はその設置者からは通告の事実を保護者に伝えないようにすること。その際、保護者に対する対応方法について、市町村・児童相談所と事前に綿密な協議を行った上で、連携した対応を図られたい。

<子ども虐待対応の手引き 第3章通告・相談の受理はどうするか 1. 通告・相談時に何を確認すべきか

(4) 通告・相談者別の対応のあり方 ⑥『保育所、学校等からの通告相談』>

(2) 保護者への告知の方法

保護者に虐待の告知をすることで、保護者の怒りが子ども本人に向かい、さらなる虐待を誘発することを避けるよう何よりも注意すること。在宅での援助を続けることを前提に虐待の告知を行う場合は、子どもの安全は守られるという見通しを持って行うことが不可欠であり、そのためには、援助の方向性を示すことで養育を改善することはできると保護者が感じられるような方針を持って説明をすることなどを心がけること。

また、虐待の告知をした後、「余計なことは言うな」などと保護者が子どもの口を封じるなどして、子どもが正直に話さなくなることもあり得るので、その点も念頭に置いて、子どもの所属する機関（学校等）などと連携しながら子どもの様子に十分な注意を払うこと。

保護者が虐待の告知を受け止められず、虐待であることを否認して養育態度を改める姿勢がないような場合には、子どもの保護を図るなど、在宅での援助という方針自体を再検討しなければならないこと。 <子ども虐待対応の手引き『告知の方法』>

<子ども虐待対応の手引き 第4章調査及び保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか 2. 虐待の告知をどうするか

(4) 告知の方法 ①『虐待通告を受けて在宅で支援する場合の告知』>

(3) 一時保護解除後の対応

一時保護解除等により子どもが家庭復帰した後、児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になるときは、子どもにとっての危機のサインであると考える必要があるため、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の間において、子どもから直接SOSを出せるような方法を確認しておくとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておくよう対応されたい。

<子ども虐待対応の手引き 第10章施設入所及び里親委託中の援助 5. 家庭復帰の際の支援

(4) 家庭復帰後のケア>

3. 児童虐待防止対策の強化を図るべき事項

(1) 児童虐待防止に係る研修の実施について

児童虐待を発見しやすい立場にある教職員等に対する児童虐待に関する研修の実施を促進されたい。

学校等及びその設置者におかれては、教職員等が、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修について受講を勧奨されたい。

また、都道府県・市町村におかれては、主催する児童虐待防止に関する各種研修会について、教職員等の参加を呼びかけ、受講を促進されたい。

なお、教職員等を対象とした研修事業（国庫補助事業）は以下のとおりであるので、積極的に活用されたい。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『児童虐待に関する研修の充実』＞

○子どもの虹情報研修センター主催 『教育機関・児童福祉関係職員合同研修』

学校や教育委員会で児童虐待に携わる者、市町村で児童虐待を担当する者、児童相談所職員による合同研修

○都道府県主催 『虐待対応関係機関専門性強化事業』

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とした児童虐待等に関する専門研修。

(以上)

府子本第190号
30文科初第1618号
子発0228第3号
障発0228第3号
平成31年2月28日

都道府県知事
都道府県教育委員会教育長
指定都市市長
指定都市教育委員会教育長
中核市市長
児童相談所設置市市長
附属学校を置く国立大学法人学長
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
文部科学省高等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成30年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく運用をお願いしているところであるが、本年1月に千葉県野田市で発生した小学校4年生死亡事案を踏まえ、今般、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（別添）を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図るものであるので、適切な運用を図られたい。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成30年7月20日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）については廃止する。

また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別添)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校（以下「学校」という。）、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び障害児通所支援事業所（以下「学校・保育所等」という。）から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 13 条の 4 の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

（1）市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、学校に在籍する幼児児童生徒学生、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

（2）児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所（児童福祉法第 12 条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える幼児

児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況、(欠席した場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関(学校・保育所等を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校・保育所等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本

としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回程度を標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の範囲について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにすること。

- (3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者等（私立学校にあっては当該学校の所轄庁を含む。以下同じ。）に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあつた期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

(2) 設置者等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて設置者等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて設置者等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日よりも前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができる、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

- ① 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。
なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。
- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

(2) 児童相談所について

- ① 児童相談所が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合
ア 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等で

の相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

② 市町村が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報の保護に対する配慮

(1) 虐待防止法においては、市町村等から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者的心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされた(虐待防止法第13条の4)。

(2) このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第16条及び第23条においては、本人の同意を得ない限

り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第13条の4の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第13条の4に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければならぬので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第13条の4の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法（明治40年法律第45号）や関係資格法で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

(3) 市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における幼児児童生徒等に関する情報の共有は、幼児児童生徒等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

10 その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

障障発 0228 第1号
平成31年2月28日

都道府県
各指定都市御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

(公印省略)

障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本日、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)及び「児童虐待防止対策に係る学校等・教育委員会等と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)を発出し、市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料及び情報の提供を行う施設について、障害児通所支援事業所も対象としたところです。

両通知において、緊急時の対応として、「なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。」としていたところですが、具体的な内容は下記のとおりですので、都道府県におかれでは管内市町村及び管内市町村所管の障害児通所支援事業所に、指定都市及び児童相談所設置市にあっては、管内の障害児通所支援事業所に、それぞれ周知の上、取扱いに遺漏なきようよろしくお取り計らい願います。

周知にあっては、各障害児支援担当部局と十分に連携の上実施いただくよう願います。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、内容について子ども家庭局と協議済みであることを申し添えます。

記

障害児通所支援事業所において、障害児支援利用計画上利用が予定されていた幼児児童生徒等が、その理由の如何にかかわらず、利用の予定されていた日に欠席し、当該欠席日から数えて休業日を除き7日以上の間、当該幼児児童生徒等の状況を把握できない場合は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

ただし、保護者以外の者から当該幼児児童生徒等の状況が把握できた場合（保育所等と併行通園をしている場合の保育所等への確認等）は上記の取扱いをしないことができる。

以上

15 その他

(1) 被措置者等の扶養義務者等の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について

被措置者等の扶養義務者等の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務については、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定。以下「対応方針」という。)において、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずることとされた。

当該対応方針を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法による実費の徴収に関する事務並びに身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務等を処理するために必要な特定個人情報に、地方税関係情報追加する措置を講じたところであり、平成 31 年 6 月 1 日から施行することとしている。

これに合わせて、障害福祉課長通知等において被措置者等の扶養義務者等の所得税の額に応じて定めている利用者負担額について、市町村民税所得割の額に応じた階層区分に改める予定である。

(2) 平成 31 年度の大型連休への対応について

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律が公布・施行されたことに伴い、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの間については、10 日間連続の休日（以下「10 連休」という。）となることが決定した。当該法律に係る国会の附帯決議を踏まえ、10 連休においても、各自治体や各障害福祉サービス事業所等の実情に応じて障害福祉サービス等利用者に対する必要なサービスを確保することが重要である。

10 連休に向け、相談支援専門員及び障害福祉サービス事業所等と連携いただき、各地域で必要な障害福祉サービス等が確保できるよう対応をお願いする。

(3) 新高額障害福祉サービス等給付費等について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律により支給対象が拡大された高額障害福祉サービス等給付費（いわゆる「新高額障害福祉サービス等給付費」）については、高額介護サービス費【年額】等との併給調整後に支給を行う場合や、月払いで支給し、高額介護サービス費【年額】等確定後に重複支給額の併給調整を行う場合等、市町村の判断により運用していただくこととしているが、

いずれの場合においても、申請者に対し、償還のスケジュールについて十分な説明を行い、理解を得られるよう対応をお願いする。

(4) L G B Tへの対応について

障害福祉サービス事業所等については、従来より機会あるごとに適切な運営がなされるように要請してきているところであるが、近年においても数々の事件・事故が報告されており、地域における協力体制の整備や支援体制への取組強化が喫緊の課題となっている。

引き続き、障害福祉サービス事業所等への指導にあたっては、障害者総合支援法及び指定基準等の規定も踏まえた対応をお願いする。

その際、L G B Tのような性的指向・性自認を持つ方も含む、障害福祉サービス等を必要とする方に対する必要なサービスの提供がなされるように、また、虐待を受けている障害者について、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護を図るため、障害者虐待防止法の規定に基づき社会福祉施設への入所措置等を行う際に、当該障害者の多様な特性（例えばL G B Tのような性的指向・性自認を持つ方）に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が講じられるよう、各都道府県においては、改めて管内の事業者や市町村に対して周知徹底を図られたい。

※ 参考

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条 指定障害福祉サービス事業者（第三章から第五章まで及び第八章から第十四章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン(概要)

I 地方公共団体による精神障害者の退院後支援の趣旨

- 各自治体が、その体制を整備しつつ、可能な範囲で積極的に退院後支援を進められるよう、現行法下で実施可能な、自治体が中心となった退院後支援の具体的な手順を整理。
- 精神障害者が退院後にどこで生活することになつても医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることを目的として実施(法第47条の相談支援業務の一環)

II 退院後支援に関する計画の作成

1 支援対象者、本人・家族その他の支援者の参画

- 作成主体の自治体が、自治体が中心となって退院後支援を行う必要があると認めた者のうち、同意が得られた者。
※ 措置入院のうち退院後支援を実施する必要性が特に高い者から支援対象とすることも可。医療保護入院者等に作成することも可。
※ 同意が得られない場合は、計画は作成しない。
- 本人と家族その他の支援者が支援内容を協議する会議(以下「会議」という。)への参加など計画作成に参画できるよう十分働きかけ。

2 計画作成の時期

- 原則、入院中に作成。ただし、入院期間が短い場合等は退院後速やかに作成。
- 措置入院の場合、措置症状が消退しているにもかかわらず、計画に基づく支援について本人の同意が得られないことや、計画作成に時間を要していることを理由に措置入院を延長することは法律上認められない。

3 計画の内容

◆ 計画の記載事項(主要事項)

- ・ 退院後の生活に関する本人の希望 ・ 家族その他の支援者の意見
- ・ 退院後支援の担当機関、本人のニーズ・課題、支援内容、連絡先
- ・ 必要な医療等の支援の利用が継続されなかつた場合の対処方針 ・ 計画に基づく支援を行う期間 等
- ◆ 計画に基づく支援期間
 - 本人が希望する地域生活に円滑に移行できるための期間として、地域への退院後半年以内を基本として設定。
 - 延長は原則1回(本人同意が必要)。1年内には計画に基づく支援を終了して本人が地域生活を送れるよう努力。

4 会議の開催

◆ 参加者

- ① 会議には、本人と家族その他の支援者の参加が原則。
※例外的に参加しない場合も、事前又は事後に、これらの者の意向を確認する機会を設けるなどの対応を行う。
- ② 本人が、弁護士等を成年後見人や代理人として参加させることを希望する場合は、これらの者を参加させる。

地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン(概要)

II 退院後支援に関する計画の作成(続き)

③ 支援関係者(=支援対象者の退院後の医療等の支援の関係者)

- ・ 作成主体の自治体 ・ 帰住先の市町村
- ・ 入院先病院 ・ 通院先医療機関 ・ 措置入院前の通院先医療機関 ・ 訪問看護ステーション
- ・ 地域援助事業者その他の障害福祉サービス、介護サービス事業者 ・ NPOなどの支援者、民生委員 等

※ 防犯の観点からの警察の参加は認められず、警察は参加しない。例外的に支援を目的に参加を検討する場合も、本人が拒否した場合は参加は不可。

◆ 開催方法、開催場所

- 電話やインターネット回線等を活用して協議を行うことも可。本人の入院中は原則として入院先病院内で開催。

◆ 会議の事務に関して知り得た情報の管理

- 設置主体は、会議の事務に関して知り得た情報の適正な取扱いについて支援関係者にあらかじめ説明し、各支援関係者から当該取扱いを遵守する旨の同意を文書で得る。

5 入院先病院の役割(自治体に協力し、以下の対応を行なうことが望ましい。)

- ① 退院後の生活環境に関する相談支援を行う担当者の選任(措置入院先病院)
- ② 退院後支援のニーズに関するアセスメントの実施 ③ 計画に関する意見等の提出 ④ 会議への参加 等

III 退院後支援に関する計画に基づく退院後支援の実施

1 帰住先保健所設置自治体の役割、各支援関係者の役割等

- 帰住先保健所設置自治体は、計画に基づく相談支援を行うとともに、支援全体の調整主体としての役割を担う。

2 計画の見直し

- 自治体は、本人・家族等が希望した場合や、本人の病状や生活環境の変化等に応じて支援内容等を見直す必要がある場合には、速やかに計画の見直しを検討。

3 支援対象者が居住地を移した場合の対応

- 自治体は、支援期間中に本人が居住地を移したこと把握した場合には、本人の同意を得た上で、移転先自治体に計画内容等を通知。移転先自治体は、速やかに、本人の同意を得た上で計画を作成。

4 計画に基づく支援の終了及び延長

- 支援期間が満了する場合は原則支援を終了。支援終了後も、必要に応じて法第47条に基づく一般的な相談支援を実施。
- 例外的に延長する際は、会議を開催し、本人・家族等に丁寧に説明の上、本人の同意を得る。

5 本人が交付された計画に基づく支援への同意を撤回した場合の対応

- 計画の交付後に、本人から支援への同意を撤回する旨の意向が示された場合は、必要に応じて計画内容を見直す等、本人の意向を踏まえた計画となるよう対応。

- こうした対応を行なつても計画に基づく支援に同意が得られない場合は、計画に基づく支援を終了。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

- 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようになるためには、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会を構築していく必要がある。
- このため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すこととしている。
- 具体的には、
 - ① 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築するとともに、
 - ② 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、平成32年度末・平成36年度末の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)を明確にした上で、医療計画、障害福祉計画、介護保険事業(支援)計画に基づき基盤整備を推し進めることとしている。
- 平成30年度から開始された医療計画、障害福祉計画、介護保険事業(支援)計画に基づき、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備を計画的に推し進められるように、平成31年度においては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進(構築支援)事業」などを活用し、保健・医療・福祉の一体的な取組を効果的に実施されたい。

※平成29～30年度実績

【平成30年度 構築推進事業 申請自治体数 49】

<都道府県>	29年度	9自治体	→	30年度	26自治体
<指定都市>	29年度	4自治体	→	30年度	12自治体
<特別区>			→	30年度	6自治体
<保健所設置市>			→	30年度	5自治体

※保健所設置市及び特別区については、平成30年度より実施主体に追加

【平成30年度 構築支援事業 参加自治体数 18】

<都道府県>	29年度	9自治体	→	30年度	11自治体
<指定都市>	29年度	4自治体	→	30年度	5自治体
<特別区>	29年度	0自治体	→	30年度	2自治体

-14-

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

平成31年度予算案：532,733千円（平成30年度予算：515,642千円）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

平成31年度予算案：40,579千円（平成30年度予算：39,405千円）

※地域生活支援事業、社会福祉施設等施設整備費計上分除く

①・障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

＜実施主体＞ 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

②・◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー(広域・都道府県等密着)から構成される組織を設置する。

◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等(障害保健福祉圏域・保健所設置市)における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

◆関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

＜参加主体＞ 都道府県・指定都市・特別区

※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することも可能

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（事業①）



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業（事業②）

【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
3. ピアサポートの活用に係る事業
4. アウトリーチ支援に係る事業
5. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
6. 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
7. 精神障害者の家族支援に係る事業
8. 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
9. 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
10. 普及啓発に係る事業（※H31年度新規）
11. その他、包括ケアシステムの構築に資する事業

モデル障害保健福祉圏域

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
に関する保健・医療・福祉の
一括の取組

市町村
保健所

精神科医療機関
(指定・認定)
地域援助事業者
(指定・認定)
特定相談支援事業者

バックアップ

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業を実施する都道府県・指定都市等

◆ 地域アドバイザー(広域・都道府県等密着組織)、都道府県等密着アドバイザー

バックアップ

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業を実施する都道府県・指定都市等

◆ 地域アドバイザー(広域・都道府県等密着組織)、都道府県等密着アドバイザー

国（構築支援事業事務局）

- 全国会議の企画・実施、シンポジウムの開催（H31年度新規）、
アドバイザー（広域・密着AD）合同研修会の開催（H31年度新規）
- 地域包括ケアシステム構築に係る手引の作成
- 地域包括ケアシステム構築状況の評価 等

-15-

公認心理師法（概要）

平成27年9月 9日成立

平成27年9月16日公布

平成29年9月15日施行

一 目的

公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

二 定義

「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行ふことを業とする者をいう。

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

三 試験

公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が公認心理師試験を実施する。受験資格は、以下の者に付与する。

- ① 大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等
- ② 大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等
- ③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

四 義務

- 1 信用失墜行為の禁止
- 2 秘密保持義務（違反者には罰則）
- 3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。

五 名称使用制限

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。（違反者には罰則）

六 主務大臣

文部科学大臣及び厚生労働大臣

七 施行期日

一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八 受験資格の特例

既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の特例を設ける。

-74-

第1回公認心理師試験について

■試験日：

平成30年9月9日（日）

※平成30年北海道胆振東部地震の被災状況を踏まえて、第1回公認心理師試験のうち、北海道の試験会場で実施予定であった試験を中止したため、平成30年12月16日（日）に追加試験を実施した。

■試験地：

北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県

■試験内容：

公認心理師として必要な知識及び技能

■合格発表：

平成30年11月30日（金） ※追加試験については平成31年1月31日（木）

■実施概要：

受験者数 36,103人

合格者数 28,574人

合格率 79.1%

■資格登録：

合格者の申請をもって、順次、公認心理師登録簿に登録される。

依存症対策について

- アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策については、依存症に関する法律の施行や計画の策定がなされており、依存症対策の充実の必要性、社会的・国民的関心が高まっている。
(近年の主な動き)
 - ・平成28年5月 アルコール健康障害対策推進基本計画の策定
 - ・平成29年12月 再犯防止推進計画の策定
 - ・平成30年8月 第五次薬物乱用防止5か年戦略 決定 施行
 - ・平成30年10月 ギャンブル等依存症対策基本法
- 都道府県・指定都市においては、主に、
 - ① 依存症対策の全国拠点機関における指導者養成研修の受講等による人材育成、
 - ② 都道府県・指定都市における依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定並びに依存症の相談拠点の設置、
 - ③ 依存症問題に取り組んでいる自助グループ等民間団体への支援などに取り組んで頂いているが、依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関及び相談拠点については、緊急に全都道府県・指定都市で選定済・設置済となるよう、お願ひする。併せて、引き続き、地域で活動する自助グループ等民間団体との連携強化や活動支援の充実、行政・福祉・医療・司法・消費生活等の関係機関との連携強化など、依存症対策の推進に向けた積極的な取組をお願いしたい。
- 厚生労働省においても、財政的・技術的支援を通じて、依存症対策の強化を図っていく。
- なお、平成31年4月を目途に、内閣官房を中心にギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定される予定である。

50 農山漁村振興交付金

【平成31年度予算概算決定額 9,809 (10,070) 百万円】

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加 (1,450万人 [平成32年度まで])
- 農村部の人口減の抑制 (2,151万人を下回らない [平成37年度])

<事業の内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じた都市と農山漁村の交流や定住の促進のため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための活動計画づくりや、ICTを活用した定住条件の強化に向けた取組、都市農業の多様な機能の発揮のための取組を支援します。

- ① 地域活性化対策 ② 都市農業機能発揮対策

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流促進のため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受け入れなどの取組を支援します。

- ① 農泊推進対策 ② 農福連携対策

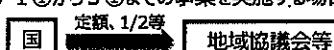
3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化・販売促進等の取組を支援します。

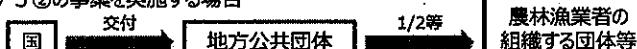
- ① 山村活性化対策 ② 農山漁村活性化整備対策

<事業の流れ>

- 1 ①から 3 ④までの事業を実施する場合

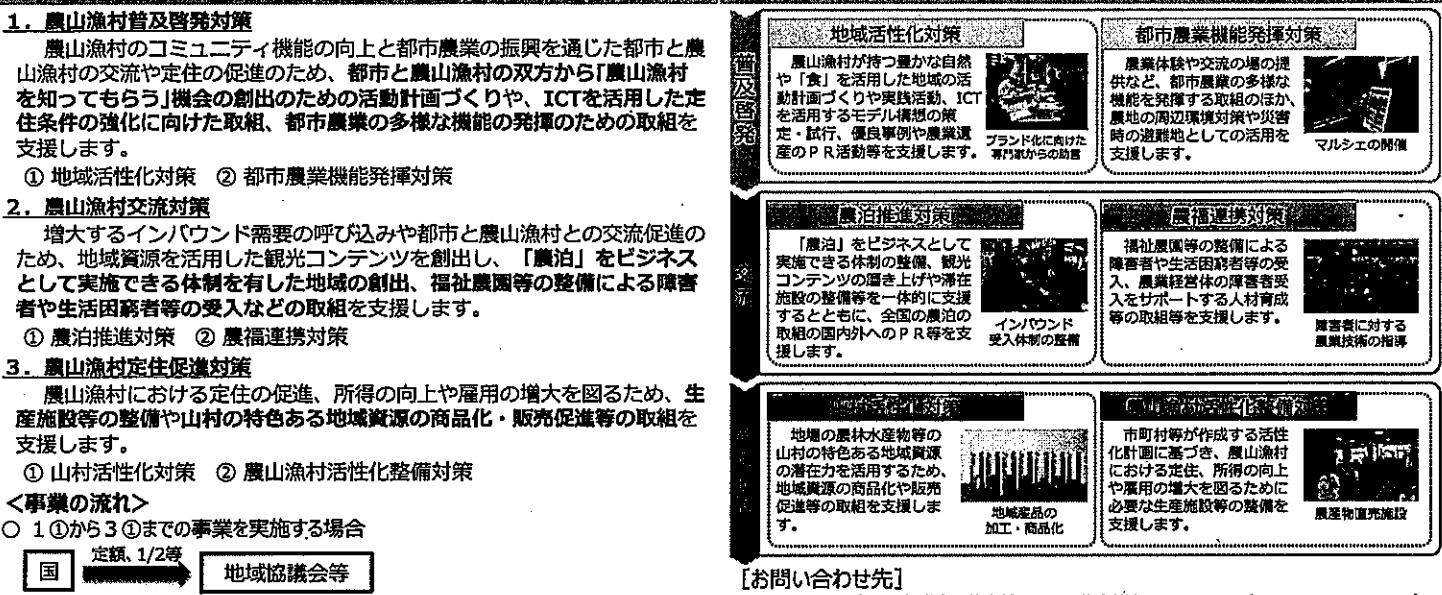


- 3 ②の事業を実施する場合



- 19 -

<事業イメージ>



[お問い合わせ先]

- (1) (事業) 農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)
- (2) (事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
- (3) (事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

*本資料は、平成31年度政府予算原案に基づいて整理したものであるため、成立した予算の内容に応じて変更が有り得ることに御留意ください。

■ 農山漁村振興交付金（農福連携対策）

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

- 農福連携は、障害者等の農業分野での活動を通じて、自信や生きがいを創出し社会参画を促す取組であり、農福連携の推進により、農業の振興と農村の維持・発展、障害者の自立を図り、障害者と健常者のお互いが尊重し合う持続可能な共生社会をめざしている。



1. 農業版ジョブコーチ育成・派遣支援事業

・農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、障害者の職場定着を支援する人材（農業版ジョブコーチ）の育成及び派遣を行う取組を支援。

2. 施設外就労コーディネーター育成支援事業

・障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）の育成を行う取組を支援。

- 事業実施主体：社会福祉法人、民間企業等 ○事業期間：2年間 ○交付率：定額（1、2と右助成上限額は400万円）

- 農福連携の全国展開に向け、農福連携の普及啓発等を推進する取組及び農福連携の推進に係る調査・研究を支援。
- 事業実施主体：民間企業等 ○事業期間：1年間 ○交付率：定額

- 20 -